

第1日目（5月31日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。ただいまから令和3年6月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため早退の届けが出ておりますので報告いたします。また、新潟日報社より写真撮影、録音の願いが出ておりますのでこれを許可します。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号15番・寺口友彦君、及び議席番号16番・中沢一博君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日5月31日から6月11日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日5月31日から6月11日までの12日間と決定いたしました。

○議 長 表彰伝達式準備のため、暫時休憩いたします。

[午前9時31分]

○議 長 休憩を閉じ、これより表彰伝達式を行います。

[午前9時32分]

○議 長 この表彰は、全国市議会議長会表彰規程に基づき、表彰を受けるものであります。被表彰者の氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長 それでは、被表彰者のお名前を朗読させていただきます。なお、敬称は略させていただきます。

全国市議会議長会表彰規程に基づき表彰を受けた者、市議会議員在職15年以上表彰として、関常幸、寺口友彦、佐藤剛、以上3名の方が表彰を受けられました。誠にありがとうございます。

[拍手]

○議会事務局長 最初に関常幸議員、前のほうへお進みください。

○議 長 表彰状 南魚沼市 関常幸殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので、第97回定期総会にあたり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和3年5月26日、全国市議会議長会 会長 清水富雄。代読。おめでとうございます。

[拍手]

○議会事務局長 寺口友彦議員、前のほうへお進みください。

○議長 表彰状 南魚沼市 寺口友彦殿。以下同文であります。おめでとうございます。

〔拍手〕

○議会事務局長 佐藤剛議員、前のほうへお進みください。

○議長 表彰状 南魚沼市 佐藤剛殿。以下同文であります。おめでとうございます。

〔拍手〕

○議長 3名の議員の皆様、大変おめでとうございます。改めて皆様の拍手をお願いいたします。

〔拍手〕

ありがとうございました。

○議長 長 ここで、市長から祝辞をいただきます。

市長。

○市長 本日ここに全国市議会議長会表彰をお受けになりました関常幸議員、寺口友彦議員、佐藤剛議員に対しまして、市民とともに心からお祝いを申し上げ、長年にわたり市の発展にご尽力いただきましたことに深く感謝を申し上げたいと思います。本当におめでとうございます。

このたび表彰を受けられました皆様は、その円満なる人格、また市政に対する熱意により、市民の皆さんの厚い信頼を受けられ、長年にわたり議員として活躍いただいております。それぞれのご功績につきましては割愛させていただきますが、皆様が豊かな識見、そして卓越した手腕をもって、議会の円滑な運営にも努められ、多大なご貢献をされているとともに、市政の健全なる発展のため、終始一貫してご尽力賜りましたことに深く敬意を表する次第でございます。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症は、今、市民生活や市内の経済、自治体財政に深刻な影響を与えております。かつてないことであります。地方自治体においては、人口減少、雇用の対策、移住定住の促進事業といった地域社会の課題はもとより、感染症対策や経済支援策など、これまでになく、経験のない問題にも直面しております。自治体独自の取組がますます重要な時代となっております。地方自治の健全なる発展のため、地方議会が果たすべき使命もかつてなく重大になっていると考えております。

表彰を受けられました皆様にあつては、今後ともご自愛をいただきまして、南魚沼市の発展のためにさらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、このたびの受賞を後輩の一人として、その立場からも心からお祝いを申し上げまして、私からの祝辞とさせていただきます。令和3年5月31日、南魚沼市長 林茂男。

このたびは大変おめでとうございます。これからもよろしく申し上げます。

〔拍手〕

○議 長 市長、ありがとうございました。

○議 長 被表彰者より謝辞をお願いいたします。

最初に関常幸君、ご登壇願います。

○関 常幸君 連日の新型コロナウイルス感染症発生の対応とワクチン接種に対応している医療の皆さんに、改めて感謝を申し上げます。そして、通常業務を行いながらワクチン接種に対応している市職員の皆さんにも、改めて感謝を申し上げます。これから若い人たちへの接種も始まるわけでありまして、まだまだ続くわけでありまして、健康に留意してお願いしたいと思います。

ただいまは表彰いただき、恐縮すると同時に感謝申し上げます。塩沢、六日町、大和と3町が合併した平成17年12月定例議会で、初めての一般質問を鮮明に覚えております。私が市議会議員にと思い、心を動かしたのは、浦佐の町を活力ある元気の町にしたいと。3月3日の裸押合大祭のように365日にぎわいのある町にしたい。50年かかると思います。そのためには観光協会の合併が不可欠ではないですか、という1問目です。2問目はコシヒカリ上位等級下落の原因についてです。3問目は子供の学力向上について市長に問いました。その日の議会が終わり、当時の井口市長が「一般質問よかったよ」と言ってくれました。後にも先にも褒められたのはそれだけでありました。

それから、あっという間に15年が過ぎ、今、私が心に宝として思うことが1つあります。それは議長のとときに、全国市議会議長会が東京で行われ、翌日に皇居の豊明殿の間で天皇陛下に拝謁できたことであります。陛下のお言葉は「現場では大変なことが日々、いろいろなことが発生しております。大変であります但願ってもらいたい。そのことが国民の幸せと日本の将来のために」と賜れたことであります。

最後にいたしますが、この15年を通じ思ったことは、議員は1人の力では小さく、なかなかできないということでありまして。議長の下、全議員が団結して、議会力をつけることが市民の幸せと南魚沼市の発展になると痛感しております。今日、こうして表彰を受けられたのも、議員諸氏の指導のたまものであります。改めて感謝を申し上げ、謝辞といたします。本当にありがとうございます。

〔拍手〕

○議 長 関議員、ありがとうございました。

○議 長 続きまして寺口友彦君、ご登壇願います。

○寺口友彦君 平成17年、塩沢町が合併して以来、4期16年、議会に送っていただきました。この間、大雪、地震、大雨、そして今回の新型コロナウイルス感染症、非常に大きな災害に見舞われているこの南魚沼市で、市民の皆様代表として議場で物を言う、そういう機会を与えていただきました。私は最後の旧塩沢町議会議員として半年を務め、その後、市会議員として16年目に入っております。この間一貫して、私は住民の皆様が主役であると、そういう立場を貫いて、いろいろな視点から市の執行部に対して、こういう事業は必要である、これはやめたほうがいい、はっきりと物を言う議員として務めてまいりました。井口前市長、

そして林現市長と、2人の市長とこの議場内で対峙することができたということは、ひとえに同僚議員の皆様の叱咤激励もございましたが、何をおいても私をこの議場に送り出していただいた住民の皆様のおかげだと感謝を申し上げたいと思います。

そして、この南魚沼市が、人口減少、少子高齢化という今まで経験したことのない事態の中で、市の行政とはどうあるべきかということをお辞めになった皆さんとともに私はずっと考え、こういう事業が必要であるということをお断りしてきたつもりであります。こういう姿勢は今後も変える気持ちはございませんし、まさに議員としてはどちらの立場に立つのかということをよく考えた上で、これからの議員活動もしてまいりたいと思っております。

最後にこういう晴れやかな場を設定していただきました皆様に感謝を申し上げまして、謝辞の結びとさせていただきます。ありがとうございました。

[拍手]

○議 長 寺口議員、ありがとうございました。

○議 長 続きまして佐藤剛君、ご登壇願います。

○佐藤 剛君 平成17年、52歳で市役所を辞めまして、自分なりの地方議員の思いを持って議員になりました。15年がたちます。4期が終わろうとしております。その自分の思いの達成からすれば、まだ半ばでありますし、この思いを達成するにはあと4期ぐらい務めなければならないという思いがありますけれども。この間、執行部の皆さんには意味の分からない、言い手の粗相の話も、発言も、聞き上手、聞き手の上手で理解していただき、そしてまた先輩議員、そしてまた同僚議員の皆さんには、長い話、回りくどい話も飽きずに耳を傾けていただきまして、そして議論の場をつくっていただいたことに心からの感謝であります。

15年表彰を受けまして、もうベテランの域でありますので、その経験を生かし、なおかつ初心を忘れることなく、議会での思いを込めて、青臭い発言もこれから多々あると思っておりますけれども、地方自治、住民の福祉の向上、そして市の発展のために、皆さんと一緒に取組を続けたいと思います。

本日はこのような表彰をいただきまして、そしてまたこのような発言の機会、時間をいただきまして、本当にありがとうございました。簡単でありますけれどもご挨拶とさせていただきます。

[拍手]

○議 長 佐藤議員、ありがとうございました。

○議 長 なお、ただいま表彰を受けられました3名の方々におかれましては、去る4月20日に北信越市議会議長会より同様の表彰を受けられましたので、この場を借りご報告申し上げます。

以上で、表彰伝達式を終わります。

○議 長 片づけ及び被表彰者写真撮影のため、休憩といたします。休憩後の再開は10時10分といたします。

[午前9時52分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[午前 10 時 09 分]

○議 長 ここで、総務部長から発言を求められておりますので、これを許可します。
総務部長。

○総務部長 おはようございます。貴重な時間を頂戴いたしまして、4月の人事異動に伴います、執行部新部課長の紹介をさせていただきたいと思っております。最初に部長職であります。新たに部長職となった者の職名と氏名を申し上げますので、立ち上がって一言挨拶してください。

産業振興部長・腰越勝利。

○産業振興部長 おはようございます。産業振興部長・腰越です。力不足ですけれども、ご指導いただきながら頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。

[拍手]

○総務部長 続きまして、建設部長・南雲久仁之。

○建設部長 おはようございます。建設部長・南雲です。拙い答弁とならないように精いっぱい頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

[拍手]

○総務部長 続きまして、上下水道部長・内藤潔。

○上下水道部長 このたび上下水道部長を拝命しました内藤です。水道事業、下水道事業の安定したサービスが提供できるように企業経営に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

[拍手]

○総務部長 続きまして、議会事務局長・大津素子。

○議会事務局長 議会事務局長の大津素子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

[拍手]

○総務部長 続きまして、市民病院事務部長・佐藤克昭。

○市民病院事務部長 市民病院事務部長を拝命しました佐藤です。病院改善に向けて努力を惜しまずやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

[拍手]

○総務部長 続きまして、消防長・若井高志。

○消防長 消防長を拝命いたしました若井高志と申します。職員と一丸となって地域の安心と安全を守ってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

[拍手]

○総務部長 続きまして、部長職で異動した者であります。

福祉保健部長・南雲貢。

○福祉保健部長 福祉保健部長・南雲です。どうぞよろしくお願いいたします。

[拍手]

○総務部長 続きまして課長級であります。本日議場に入場していない課長もおりますが、新職名と氏名を紹介させていただきます。なお、消防職員及び医療職員については、省略をさせていただきます。

新たに課長職となった者。大和市民センター長・種村恒尚、U&Iときめき課長・若井勉、市民課長・佐々木百代、子育て支援課長・阿部哲雄、こども家庭サポートセンター長・小林康宏、農林課長・富所了、商工観光課長・塩原裕一、建設課長・高橋賢一、水道課長・上村栄二、社会教育課長・西潟英男、子ども・若者相談支援センター長・山田清輝、ゆきぐに大和病院事務部次長兼経営課長兼診療録管理室長・井口益男、市民病院事務部医事課長兼診療録管理室長・高橋直裕、市民病院事務部情報システム室長・渡辺健児。

課長職で異動した者であります。会計課長・小林龍雄、福祉課長・金井進、介護保険課長・村山律、保健課長兼城内診療所事務長・中島仁、市民病院事務部庶務課長・阿部正敏。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

続けて発言をさせていただきます。既にお渡ししました資料について一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思ひます。お配りしておりますけれども、所信表明資料の中で正誤表を配付させていただきました。所信表明資料の10ページになります。総論の部分で上からの4行目、病院事業会計の決算概要に関しまして、総収益、総費用などの金額につきまして、集計途中の金額のままとなっております。最終集計の結果、下段のほうに示した金額となりますので、訂正をさせていただきます。

以上の部分でありますけれども、単純なチェックミスでありまして、心よりおわびを申し上げます。さらに気を引き締めて精査してまいりますので、どうかご容赦いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 改めましておはようございます。それでは、令和3年6月議会定例会の開会に当たりまして、まずは議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日頃市政にご尽力いただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意を表したいと思ひます。感謝を申し上げます。ありがとうございます。

まず、新型コロナウイルス感染症の対策などについてであります。1月7日から3月21日まで、2か月半に及びました第2次緊急事態宣言が解除されると、再び感染者の増加が顕著となりました。国において4月5日からまん延防止等重点措置の適用が始まり、4月20日までに9都府県に適用され、さらに拡大傾向が継続したことから、4月25日に第3次となる緊急事態宣言を発する事態となりました。

大型連休中の人流を抑制することで感染拡大を抑える意図であったわけではありますが、連

休明けから、やはり、全国で感染拡大がみられ、各地で新規感染者数の記録を更新するという状態が続いてまいりました。

新潟県内においても、第2次宣言の解除後は、まず新潟市で拡大が始まり、県は4月16日に新潟市に対し特別警報を発しました。その後も県内各地で散発的にクラスターが発生する状況が続き、5月12日には長岡市に特別警報が発せられたところでもあります。

南魚沼市の状況ですが、4月は9件の新規感染者でありましたが、5月に入りますと急激に感染者数が増加し、特に連休明けの5月14日までに39人の陽性者が確認されました。1週間の人口10万人当たりの感染者数は、最大値で55人に及びまして、爆発的な感染が非常に懸念されるレベルに達しておりました。5月11日には市立保育園の園児が感染し、12日には市内の小学生にも感染が確認されました。いずれの場合も速やかに休園や休校の措置を取り、必要なPCR検査を幅広く実施するなどによりまして、感染拡大を食い止めることができたと考えております。かつてない急激な感染拡大であったわけですが、当市の特徴と言えることは、感染経路不明者の割合が高いこと、そして家庭内感染が多いことが指摘されておりまして、これは新潟県からのご指導もあり、家庭内感染の防止に重点を置いて、2回にわたる市長メッセージの発信、チラシの配布、ポスター掲示など、そしてFMゆきぐに等での告知、これらを含めまして注意喚起を行いました。その後、本定例会開会までには一定の鎮静化を現在見ておりますが、今後も予断を許さない状況が続くと思われまます。今はワクチン接種の前進、これこそが頼みの綱であります。

なお、成人式につきましては、3度の延期をしておりました令和2年度分の皆様に対する成人式を令和3年11月28日、令和3年度の皆様に対しては令和4年5月3日、来年の令和4年度分の皆様につきましては令和4年10月9日にそれぞれ開催することに決定をいたしました。なお、開催に当たっては、新型コロナウイルスの感染防止を徹底的に配慮した開催方式にしたいと考えております。

続きまして、3月議会定例会以降の経過などにつきましてご報告いたします。第1に、保健・医療・福祉についてです。国民健康保険事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税収入の減少を見込み、支払準備基金の大部分を繰り入れて当初予算の編成を行ったところですが、税収見込みによっては税率の改定を行うこととしていたしましたが、前年の所得額に基づく仮の算定を行ったところ、税収見込みが想定を超える減少には至らなかったことから、現行の税率を据え置くことにいたしました。

保健関係では、新型コロナワクチンの高齢者への集団接種を4月25日に大和地域の東地区の赤石小学校から開始をいたしました。市内12会場で各2回の接種を行い、7月4日に1巡目の終了を予定しておりますが、1巡目で接種できなかった方々を対象に6月末以降、別会場での接種を行ってまいります。各医療機関での高齢者の個別接種については、市報の6月1日号に予約方法等に関するチラシを折り込み、周知を図るとともに、高齢者施設についても順次開始されていく予定であります。また、今後、64歳以下の方々の接種についても準備を進めてまいります。健診事業は感染予防の対策を行いながら、合同住民健診を5月下旬か

ら実施しています。また、コロナ禍における市民の心の健康を守るため、健康支援が必要となっている方々への対応を並行して実施してまいります。

病院事業につきましては、新型コロナウイルスの感染による医療体制の逼迫を防ぐため、市立病院群の医療従事者の皆さんにワクチンの優先接種を行い、また、集団接種会場に派遣をいたしたところであります。さらに、ワクチン接種にご協力をいただく南魚沼郡市の開業医等の医療従事者の皆さんにワクチンの優先接種を実施いたしました。現在、介護施設の入居者や在宅の往診患者の皆さんへの接種を安全に行うべく準備を進めているところです。なお、病院職員が新型コロナウイルスに感染した事案が発生しましたが、接触者などの関係者にPCR検査等を実施し安全を確認するとともに、今後も市民の皆さんからの不安が和らぐよう基本的な感染対策を徹底しながら、診療を継続しております。また、市民病院のキャノピー傾斜の事故の事案に係る原因究明を現在行っているところでありますので、よろしくお願いたします。

子育て支援関係につきましては、4月1日に上長崎保育園、そして下長崎保育園の2つを統合した、うえだ保育園を開園いたしました。4月5日には61人の園児を迎えて開園式を挙行したところであります。閉園した上長崎保育園は解体工事の発注が終わりまして、この秋の除却を目指し、工事を実施してまいります。

出産応援緊急5か年事業として、今年度、めぐちゃん祝い金事業の名前で4月1日から開始しました。令和3年4月1日から令和8年3月末までに生まれた赤ちゃんに出生のお祝い金を支給します。4月30日現在、12人から申請がありましたが、今後も制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

妊産婦の皆さんへの医療費の助成であります。現在は医療機関窓口で一旦3割を負担して、後日、申請により還付する、償還払い方式で行っています。これを6月1日からは、県内医療機関の通院分について、医療機関の窓口で支払いが発生しない、現物給付方式というやり方に変更いたします。

国が実施します、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）——児童1人当たり5万円の支給につきましては、申請が不要な児童扶養手当の受給者388人には、5月18日に振込を行いました。年金受給による支給停止者や、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した、そういう世帯等の申請が必要な対象者へは、申請案内を送付したところであります。また、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する給付については、今定例会に補正予算を計上しております。よろしくお願いたします。

子育て家庭への包括的な相談・支援につきましては、4月1日から、こども家庭サポートセンターを本庁舎南分館1階に設置いたしました。当センターは、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援をする子育て世代包括支援センターと、全ての子供が心身ともに健やかに成長できるよう家庭などからの相談に応じまして、支援していく、子ども家庭総合支援拠点の2つの機能を一体的に担う部署として設置したものです。保健師、保育士、社会福祉士及び家庭相談員を配置いたしまして、子育て世代の皆さんに寄り添った包括的な支援を推進してま

います。

医療関係について申し上げます。医療対策推進本部の活動として、多職種による6つのタスクフォースで、1月から4月までのこの間に計16回の会議を行い、具体的で実効性のある医療のまちづくりの基本的な考え方を、精力的に議論を重ねてきました。その内容を取りまとめたものについて、5月11日に開催した第4回医療対策推進本部会議において議論を深め、南魚沼市の医療のまちづくりに関する基本的方針として取りまとめたところです。主な内容は3点あります。

1点目として、市民病院については、総務省事業であります、公立病院医療提供体制確保支援事業の採択になったことから、これを活用して外部からの専門的な意見を受けて経営改善に取り組むとともに、構造的、また組織的な連携による医師確保を図る必要があることから、指定管理者制度の導入等の経営形態の見直しも視野に入れる必要があるという結論になっています。この総務省事業につきましては、令和3年3月議会において、塩谷議員からの質問に対して答弁いたしました。そのモデル事業に申込みを行い、全国でも極めて数が少ないこの採択でありましたが、当市が選ばれたものでございます。

2点目であります。ゆきぐに大和病院につきましては、既存の施設の改修及び今の敷地内での改築は、経費や工期において大きな有益性が認められないため、将来的には介護病床に転換することもできる病棟として移転新築をする方向で検討を進める必要がある。併せて現在の健友館の機能についても、既存施設が大規模改修を必要とする時期であり、職員や機材の集約化を図る観点から、南魚沼市民病院の周辺敷地への移転について検討を進める必要があること。

3点目として、城内診療所については、診療日数を減らした上で、市民病院の附属診療所として位置づけて、患者さんの安心感を保ちながら運営することができないのか、引き続き検討すべきである。この3点であります。

今後の実施体制については、これまで精力的に行ってきた6つのタスクフォースを、市立医療機関の経営改善と施設整備のプロジェクト、そして、保健・医療・介護・福祉が連携したまちづくりのプロジェクトの2つのチームに集約し、着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

6月定例会の会期中の社会厚生委員会に、私、市長と外山副市長が出席させていただき、詳細についてご説明をさせていただきたいと考えております。社会厚生委員会や本会議でのご議論を踏まえた上で、今定例会の最終日にこの進め方に関連する補正予算について提案をさせていただく予定でありますので、どうかよろしくごお願い申し上げます。

福祉関係についてです。南魚沼市社会福祉協議会で実施しています、生活困窮相談の延べ対応件数が、令和2年度は前年度と比較して、何と約4割も増加しています。これは新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えておりました。引き続き、南魚沼市社会福祉協議会との連携を強めながら、生活に困っている方への支援に、全力を挙げて取り組んでまいります。

第6期南魚沼市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画——令和3年度から令和5年度の実施計画——これが令和2年度末に策定されました。障がいのある方の意思決定を支援することにより、障がいの特性によらない一元的な障がい福祉サービスの実施、また障がいのある方もない方も、社会の対等な構成員とする地域共生社会の実現を目指してまいります。

介護保険関係についてです。第8期介護保険事業計画、3か年の初年度がスタートしました。この計画における介護サービス基盤整備計画では、地域密着型サービスとして認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム及び、看護小規模多機能型居宅介護の整備を計画しておりまして、開設事業所の選定を進めているところであります。地域支援事業では、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で介護予防・日常生活支援総合事業を実施する機会が減ってしまいまして、思うように利用者から参加していただくことができませんでした。今後の開催につきましては、市内の感染状況を踏まえた中ではありますが、感染予防に努めながら、地域力を活用した総合的な介護予防事業の展開、そして重度化防止に向けて取り組んでまいります。また、今年度から新規に進める介護人材確保緊急5か年事業につきましては、4月1日から申請受付を開始したところでございます。

次に、教育・文化であります。各市立学校の入学式については、昨年度と同様に規模の縮小、また時間短縮を図るなどしまして、感染症対策を実施しながら挙行了いたしました。引き続き校内の徹底した消毒作業をはじめとした感染予防対策により、安全で安心な教育環境の整備に努めてまいります。また、昨年度は中止していましたが小学校の運動会などの学校活動は、感染予防対策の徹底、活動内容を見直す中で、実施いたしました。そのほかの学校行事についても、今後の感染の状況に十分留意しながら、適切な判断と様々な工夫によりまして、児童生徒の学ぶ機会、そして安全確保の両立に努めてまいります。

石打、上関、2つの小学校の統合協議会につきましては、現在、保護者の皆さん、地域の関係者で構成する各専門部会による協議を継続しています。また、石打小学校、上関小学校の教職員の皆さんで構成する教職員連絡協議会では、教育目標などの策定を進めております。引き続き、地域からの要望、また検討課題に対しまして、専門部会などで具体的な協議を行いながら、統合に向けた準備を着実に進めてまいります。

郷土史編さん事業であります。3月末に六日町史——民俗編であります。これを発刊いたしました。予定していた全ての郷土史の発刊が完了いたしました。今後は、これらの郷土史や収集した資料を活用しまして、地域の歴史、文化などの情報発信と周知に努めてまいります。

自転車活用によるまちづくり事業です。事業の広域化を進めるため、3月29日に塩沢公民館を会場として、魚沼市、湯沢町とともに、二市一町にまたがる、自転車のモデルルートを形成し、関係機関と連携しながら、国のナショナルサイクルルートの認定に向けた取組を現在進めています。これによりまして、自転車を通じた地域づくりを推進し、地域間における交流人口の拡大、また地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、地方創生推進交付金の事業として、地域再生計画、雪国で共に創るスポーツを通じ

た健康増進プロジェクト、この計画が採択されました。今後、交付金を活用して、スポーツによる健康づくりをはじめ、雪国の特性を強みとしたスポーツによるまちづくりの取組を進めてまいります。

次に、環境共生について申し上げます。可燃ごみ処理施設について。施設整備計画の整備スケジュール、また経年変化による設備の健全度を勘案しながら、老朽化対策として燃焼溶解設備や排ガス処理設備を中心とした延命化を図るとともに、処理機能と公害防止機能の維持を重点に、安定した施設の運用に努めてまいります。

新ごみ処理施設整備につきましては、1日も早い建設地の選定を鋭意進めてまいります。施設の整備内容等については、これまで二市一町で協議してきた内容を基本としまして、新たな施設規模や方針に沿った内容となるように、湯沢町と協議を進めてまいります。

新エネルギー等普及促進事業については、雪冷熱など再生可能エネルギーによる脱炭素の取組を進めるための——仮称であります、雪の勉強会を新規に立ち上げまして、事業化を推進してまいります。現在、長岡技術科学大学の上村教授をはじめとする有識者や、市内で利雪に携わる事業者の皆さんを中心に、6月中に準備会、その後に正式な会を発足するための協議を進めているところでございます。

地盤沈下について申し上げます。令和2年度——これは令和元年9月1日から翌令和2年9月1日までであります。この水準測量の結果であります、地盤の最大沈下地点は、六日町バイパス小栗山交差点付近、沈下量は前年度の1.1センチメートルより0.5センチメートル少ない、0.6センチメートルでありました。これは観測記録がある昭和50年からで最も少ない沈下量であります。降雪が少なかったことが主な要因ではないかと考えておりますが、過去5年平均としても0.9センチメートルということで、ここ数年はやや落ち着きが見られる状況となっていると考えております。5年平均であります。しかし、今冬は集中的な降雪がありましたので、引き続き地盤沈下の状況を監視、注目してまいりたいと考えております。

次に、都市基盤であります。国土調査事業を申し上げます。六日町駅の駅西地区で0.21平方キロメートルの現地調査を実施いたします。また、六日町駅東——東側のこの地区の事業実施に向けまして、予備調査を計画しています。

道路事業について申し上げます。社会資本整備総合交付金事業及び地方創生道整備推進交付金事業として、道路改築、交通安全、そして雪寒事業などを、国庫補助道路事業として、橋梁長寿命化修繕などの道路メンテナンス事業、及び無電柱化推進計画事業を予定してまいり、事業費では9億6,107万円、国費は5億8,881万円でありまして、我々の要望額に対しての84%の予算配分があったところであります。景気対策の面においても早期の発注に努めてまいり、市内の循環を促していきたいと考えております。

国の直轄道路事業を申し上げます。国道17号六日町バイパス、そして浦佐バイパスが、それぞれ令和3年の部分開通を予定しています。秋になろうかと思えます。六日町バイパスは、余川地区の0.8キロメートルが令和3年夏までの開通に向けて、現在努力されているということです。浦佐バイパスは、魚沼市の大浦地区から虫野までの1キロメートルが令和3年内

の開通に向けて、改良工事、舗装工事が進められています。秋になろうかと思えます。また、六日町バイパスが竹俣から小栗山の間において、また、浦佐バイパスが浦佐地区で、国道 253 号八箇峠道路が野田から余川の間において、橋梁工事が進められています。そのほか、国道 17 号六日町電線共同溝などの事業も予定されておりまして、引き続き事業推進に協力してまいります。目に見えてまいりました。

砂防事業について申し上げます。水無川水系で水無川流域砂防堰堤改築、三国川水系では三国川中流域土砂災害対策、高棚川水系では高棚川砂防堰堤群、登川水系では登川床固工群これらの事業が予定されております。大変多くの事業が推進されております。

新潟県事業につきましては、国道 291 号、県道塩沢停車場八竜新田線、県道欠ノ上五日町線、県道石打停車場塩沢線などの道路改築事業、また十二沢川、伊田川などの河川改修事業が予定されています。

交通事故については、今年の 1 月から 4 月までの市内の発生件数は 16 件、前年度の同時期との比較では 11 件の減、負傷者数は 18 人で 20 人の減、死者数はゼロとなっています。これは、コロナ禍による例えば買い物や外食などといった経済活動の抑制、これらが要因となっているのではないかと考えているところであります。しかしながら、さらに発生を抑えるため、子供と高齢者をはじめとする歩行者の安全・安心の確保を中心に、南魚沼警察署をはじめ、関係機関等と連携しながら、今後も取組を進めてまいります。新しい警察署の工事も始まりました。そういうところでございます。

住宅リフォーム事業については、4 月 12 日から 4 月 30 日までの申請受付期間を予定していましたが、4 月 19 日で申請が予算額に達したため、受付を終了しました。申込みがあった 364 件に対し、交付決定を行いました。受付終了後も問合せが多数あることから、この 6 月定例会に補正予算を計上しましたので、よろしくお願い申し上げます。

下水道事業について、社会資本整備総合交付金事業として、引き続き農業集落排水処理区の公共下水道への接続などを予定しておりまして、事業費で 5 億 5,800 万円、国費では 2 億 7,900 万円で、要望額どおりの予算配分がありました。また、防災・安全社会資本整備総合交付金事業でも、老朽化対策と不明水の対策を兼ねたマンホール蓋の更新事業などによりまして、事業費で 1 億 3,000 万円、国費で 6,500 万円で、要望どおりの予算配分があったところであります。

次に産業振興であります。南魚沼産コシヒカリの販売促進。一般財団法人日本穀物検定協会が 2 月末に発表した米の食味ランキングで、魚沼産コシヒカリが引き続き特 A 評価となりました。これからも消費者の期待に応え続ける、日本一おいしい米づくりに向け、食味確保につながる技術対策の徹底を図るよう、関係者が一丸となって取り組んでまいります。

令和 3 年産米の作付の見込面積です。4 月末現在で 4,784 ヘクタール、非主食用米への転換は 222 ヘクタールを見込んでいます。今後も区分集荷に基づく販売や米の普及促進活動の取組などによりまして、南魚沼産米のブランド力強化を推進してまいります。

農地集積の推進については、農地中間管理機構を活用した農地の集積が、4 月末現在で 52

件、41ヘクタールの申込みとなっております。今後もこれらに取り組んでまいりたいと考えております。

多面的機能支払交付金事業については、市内12地区の広域活動組織によりまして、農用地、水路、農道等を対象に活動しています。8年目に入りまして、各組織の活動も軌道に乗っております。地域での期待も大きいことから、今後も活動をさらに充実させるよう、関係団体と協力しながら取り組んでまいります。

観光事業について。新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延が1年以上、1年半ともいえる長きに続いています。特に宿泊業、飲食業などへの影響が深刻な状況であります。そのため、市内宿泊業等の支援を目的に市内への宿泊者限定で令和2年12月1日から令和3年3月31日までの期間で実施しておりました、雪恋プレミアム旅行券であります。1月に2度目となる緊急事態宣言も発出されたことに伴いまして、使用期限を5月30日までと延長して、そしてキャンセル対応も延長してやってまいりました。販売状況については、4月30日現在では15,315冊、換金済額は1億4,164万7,000円となっております。換金率は92.49%となっております。

商工業につきましては、感染拡大の状況が長期化していることから、市内経済への影響を把握するため、市内の3商工会、また南魚沼市観光協会と連携しまして、市内事業者に状況確認のためのアンケートを実施するとともに、市内の小売業や飲食業などの消費需要喚起を促すプレミアム付商品券——地域振興券であります、この発行に向けた準備を進めています。アンケートの回答によりまして、必要な支援策を検討し、的確で迅速な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

イノベーション推進事業については、チャレンジ支援補助金の採択者である5人の方々に対し交付決定を行いました。南魚沼市まちづくり推進機構と協力しながら、事業の実現に向け伴走支援、共に進めていくという支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に行財政改革・市民参画です。今年度の機構改革については、何としても医療対策強化のため、保健課の医療対策係を医療対策室としまして、室長は福祉保健部長の兼務としました。併せて城内診療所事務長を保健課長が兼務することにしました。また、妊娠出産期から子育て世代までの相談者に寄り添った一体的な支援を実施するため、こども家庭サポートセンターを新設しました。今後も、効率的な行政運営を目指し、業務体制の見直しと事務事業の改善に取り組むとともに、アクションプランにより具体的な行政改革を進めてまいりたいと考えております。

第2次総合計画です。令和2年度末に後期基本計画を策定、後半5年間に入りました。施策の達成目標、指標の数値を検証するとともに、ローリングによる実施計画の見直しを行いながら進めています。

財政計画であります。総合計画と同様に、策定から5年が経過しました。計画の見直しを検討しておりましたが、この間、新たな行政課題の発生、また制度変更などにより、推計方法そのものの修正が必要となったと判断いたしまして、見直しではなく、新たに第3次財政

計画として策定することといたしました。今定例会において所管の常任委員会で状況の報告をさせていただき、9月定例会での公表に向けまして、作業を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

魚沼地域定住自立圏については、引き続き、魚沼市、湯沢町との協議を深め、圏域の住民の安全・安心な暮らしの実現、そして定住人口の確保に向けて、連携事業を推進します。また、第2期共生ビジョンの策定に向けて作業を進めてまいります。

企業会計について申し上げます。3月31日で決算となりました。令和2年度の決算概要を短く報告いたします。

水道事業会計については、収益的収支において、税抜きで総収益17億5,877万円、総費用17億5,497万円で、差引き380万円の純利益を見込んでおります。税込みであります、資本的収支においては、収入5億3,611万円、支出で17億4,100万円となり、12億489万円の不足が生じましたが、過年度損益勘定留保資金等で補填したところであります。

病院事業会計です。収益的収支において税抜き、総収益で51億8,457万円、総費用で56億9,697万円となりまして、差引き5億1,240万円の純損失を見込んでいます。資本的収支、税込みにおいては、収入8億2,304万円、支出10億2,283万円となりまして、1億9,979万円の不足が生じましたが、当年度損益勘定留保資金等で補填したところであります。

下水道事業会計については、収益的収支において税抜き、総収益33億5,542万円、総費用30億9,994万円で、差引き2億5,548万円の純利益を見込んでおります。税込みであります、資本的収支においては、収入27億9,652万円、支出36億3,539万円となりまして、8億3,887万円の不足が生じましたが、当年度損益勘定留保資金等で補填したところであります。

令和2年度一般会計補正予算（第16号）、令和3年度一般会計補正予算（第1号）並びに一般会計補正予算（第2号）を専決処分としましたのでご報告いたします。

令和2年度一般会計補正予算（第16号）は、3月31日に専決処分としました。主な内容は、歳入では、特別交付税の交付額の確定、また臨時道路除雪事業費補助金の配分による増額のほか、譲与税、交付金の交付額確定による増減を調整いたしました。歳出では、ふるさと納税寄附金の収入額の確定に伴いまして、ふるさと応援基金への積立金、及び翌年度の支出となる返礼品定期便分に係る財政調整基金積立金の減額など、関連する経費の確定額を計上したものであります。また、本市としては、初めてとなります企業版ふるさと納税寄附金の収納がありまして、その全額を無電柱化推進基金積立金に計上しました。結果として、歳入額が歳出額を上回りましたので、財政調整基金繰入金からの繰入見込額、4億5,000万円を全額積み戻すことができたところであります。

以上によりまして、歳入歳出総額から2,777万6,000円を減額して、総額を令和2年度434億1,623万3,000円としたところでございます。

令和3年度一般会計補正予算（第1号）は4月9日に専決処分しました。本年2月の臨時会及び3月定例会におきまして、債務負担行為補正のご決定を議会の皆さんからいただきました。市独自の経済支援策であります市民向けプレミアム付商品券事業の発行に係る費用、

及び新型コロナワクチン集団接種に併せて実施します市民向けの温泉利用券の事業の発行費用、並びに南魚沼市観光協会を通じて行います市内観光業関係者への負担金軽減に係る費用、これらを合わせて3億8,500万円を計上しました。これらの財源につきましては、いわゆる本省繰越しとなっています新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。4月以降、まん延防止等重点措置等が相次いで出されている状況下にあります。市内経済はかつてない厳しさにさらされていることから、一刻も早く支援策を実行する必要があると判断して、やむなく、専決処分としたものであります。このほか、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）に係る費用、また、昨年12月から大雪により被害を受けてしまったビニールハウス等の計47施設、また機械などの再建や修繕を支援するための費用など、緊急を要する経費を計上したものであります。

以上によりまして、令和3年度予算であります。歳入歳出総額に4億6,120万3,000円を追加して、総額で310億2,120万3,000円としました。

令和3年度一般会計補正予算（第2号）は、4月26日に専決処分しました。新型コロナウイルス感染症に関しまして、厚生労働省からの内示を受けて、高齢者に対するPCR検査費用の補助として、介護保険施設に入所する際の事前の検査費用を計上しました。また、4月25日に、再び4都府県に緊急事態宣言が発せられる中、当市の近隣の市においてクラスターが発生し、そして当市への波及も非常に懸念されていたこと、さらには全国的に感染力の強い変異株の蔓延も進行している状況から、1例の発生によって連鎖的に感染が拡大する恐れがあると判断しまして、市内事業者の経営の安定化・安心性の確保が早急に求められると、必要であると判断しまして、昨年度と同様の、新型コロナウイルス感染症検査費用補助金の必要額を計上し、自主的なPCR検査に対する補助を行うことといたしました。財源は国庫補助金のほか、本省繰越しとなっている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したところであります。

以上によりまして、歳入歳出総額に672万円を追加、総額を310億2,792万3,000円としたところでございます。どうぞよろしく申し上げます。

一般会計及び特別会計については、5月31日をもって会計閉鎖となりました。現在、決算整理作業を進めているところであります。この繰越金の発生が見込まれますが、残額等につきましては、額の確定を待って9月定例会の補正予算に計上いたしますので、どうぞよろしく申し上げます。

6月定例会に一般会計補正予算（第3号）を提出させていただきました。主な内容としては、歳出では、総務費で、前年度に頂いたふるさと納税寄附金のうち、本年度の支出となる返礼品定期便分3億4,670万円をふるさと納税返礼品等業務委託料に追加しました。また、市議会議員選挙費に1,384万円を追加計上させていただき、長年の懸案でありました選挙運動経費の公費負担の拡大を図ることとしました。あわせて、今定例会に関係条例の一部改正を提出しております。

民生費では、新型コロナウイルス感染症に係る国の施策である、低所得の子育て世帯に対

するこの給付金、これに係る費用について、5,325万円を計上しています。

農業費では、これは五十沢地区の畔地地内にあります赤坂排水路というのがありまして、ここの改修費用として700万円を計上しました。今後、数年で改修を進めたい、そして当該地域におけるこれは長年の懸案事項でありました、集中豪雨時における集落の孤立、そして分断、こういったものの心配を解消して差し上げたいという思いで考えておりますので、よろしくご審議いただきたいと思っております。

商工費では、松井利夫様からさらに5億円のご寄附を頂きました。これを人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金積立金へ全額を積み立てたところでございます。前回の3億円のご寄附と合わせると8億円という大変高額な金額となります。松井氏の高潔なご意思と理想に添うべく、多くの知見や情熱を集めて、後世に語り継がれるような、充実した事業を展開してまいりたいと考えております。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業において、国からの要望額の84%に当たる予算配分があったということから、道路橋りょう費にも6,682万円を追加し、事業内容の調整、また追加を行うものであります。また、個人住宅リフォーム事業費では、みんな住マイル改修補助事業の申請状況が非常に好調であったことから、追加募集を行うこととし、2,000万円を増額計上したところであります。今冬の大雪の影響もあるかと考えております。

教育費では、今冬の異常降雪により被害の発生がありました大原運動公園野球場の観覧席のベンチ、これが大分痛みまして、取替えなどに要する費用として、体育施設整備事業費に1,590万円を計上しました。

歳入では、国庫補助金で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る経費、及び社会資本整備総合交付金の増額分などを計上しまして、ふるさと納税推進事業の返礼品定期便対応分として、財政調整基金繰入金を追加しました。

結果としまして、歳入額が歳出額を上回ったということで、当初予算で財源調整として計上しておりました財政調整基金に2,000万円の戻入れを行うこととしました。

以上によりまして、歳入歳出予算に10億37万4,000円を追加して、総額を320億2,829万7,000円としたいものであります。

ここには書いておりませんが、昨日現在のふるさと納税の状況を若干説明させていただきます。大変好調であります。寄附件数から申し上げますが、現在5月30日までで、1万195件、これは対前年比で、昨年と比べると件数は166.7%です。そして、申し訳ございません、その前の年と比べると、対前々年比になりますが、275.8%です。寄附額を申し上げます。5月30日まで、2億9,417万5,000円です。前年比では153.4%。非常に驚いています。前々年比となりますと259.5%、260%という数字であります。大変ありがたく思っています。

戻ります。冒頭で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症との戦いは、ワクチン接種という新たな段階に到達したと思っております。確実に人類が勝利する道筋が見えてきたと信じております。マスクをせずに会話ができる生活に戻ることが夢ではなくなったと考えております。1日でも早く、これを現実のものとするため、医療関係者の皆さんをはじめ

め、市の職員、多くのボランティアの皆さんなど、まさに南魚沼市の総力を挙げて、ワクチン接種事業を迅速、かつ確実に進めているところです。変異を続けているウイルスに、十分な警戒は行いながら、アフターコロナを見据えた新たな南魚沼市の姿を展望して、若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと南魚沼の実現のために、引き続き、市民の皆様一丸となった取組を進めてまいり所存であります。議員各位からも特段のご支援をいただきますように心からお願い申し上げまして、大変長くなりましたが、令和3年6月定例会における所信表明とさせていただきます。ご清聴いただきまして誠にありがとうございました。

○議 長 以上で、市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は11時25分といたします。

[午前11時09分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時25分]

○議 長 日程第5、報告第3号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・清塚武敏君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○清塚議会運営委員長 議会運営委員会に付託されました継続調査の事件について、調査、検討を行ったので報告いたします。調査の状況です。期日、令和3年5月20日、委員の出席状況は7名全員の出席であります。正副議長からも出席いただきました。執行部より総務部長、総務課長から出席いただきました。調査の内容につきましては、1、令和3年6月南魚沼市議会定例会の運営について、2、閉会中の議会運営委員会の開催について、3、南魚沼市議会運用内規の改正について、4、6月議会定例会中の新型コロナウイルス感染症の予防対策について、5、その他であります。

令和3年6月南魚沼市議会定例会の運営について、主な点を概略説明させていただきます。付議事件の概要については執行部から説明がありましたが、質問はありませんでした。会期及び議事日程については事務局より説明があり、会期、議事日程について、3日の社会厚生委員会では、執行部からの申出により、南魚沼市の医療のまちづくりに関する基本的方針について、市長、外山副市長から説明いただくというお知らせがあり、議会運営委員会では了承いたしました。

委員の中から要望がありまして、医療再編の関係で社会厚生委員会に出す資料について、一般質問通告前に全員に配付することとなりました。全国市議会議長会の表彰伝達式を行う該当者は、先ほど15年表彰を受けられました関常幸議員、寺口友彦議員、佐藤剛議員の3名であるということであります。

一般質問の取扱いについて質問がありました。内容は会派の中で同様の質問項目が出ることについて、小項目が違えば問題はないかということで、これに対し、総体的には極力会派の中で同じ質問にならないように配慮していただく。やむを得ないところについては、議長、事務局の判断とする。請願及び陳情については、毎年同じような方から提出があるが、毎年

やらなければならないのかということですが、これについては総務文教委員会に付託するということでもあります。

その他では、小千谷市議会議員の意見書について、各種申請書類等の押印の見直しについて。総合防災訓練については、7月4日開催予定で、規模を縮小して浦佐小学校児童をメインに現地対策本部は設置しないということです。湯沢町、南魚沼市、魚沼市の議会議員協議会の要望事項の会派締切りは6月11日とする。

以上で、議会運営委員会の調査事項の報告を終わります。

○議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 総務文教委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○塩川総務文教委員長 それでは、総務文教委員会の報告をさせていただきます。期日は令和3年4月26日、委員は7名全員出席であります。議長からも出席いただきました。調査内容につきましては、執行部より出席を求め、調査を行いました。

調査項目は2項目でございました。配付資料に基づき要点のみご報告いたします。1項目めは児童生徒の健康管理と電子メディアの影響等についてです。学校教育課長より、義務教育における児童生徒の健康管理は、学校保健安全法等の法律に基づき、各種の健康診断を実施するとともに、健康相談を行って健康状態を把握し、必要な指導、対応を行っているという旨の話がありました。各種数値の傾向では、電子メディアの影響を受けられると思われる項目で、視力が1.0未満の児童生徒の割合が、小学校、中学校全てで毎年悪化している傾向にあり、学年が上がるにつれて割合が増えていく傾向もあるということでした。

今後、GIGAスクール構想により、1人1台端末が整備され、学校においてもタブレットを使用した学習の時間が発生する。これが児童生徒の健康に影響を与えることがないように注意して学習を進めていく必要がある。成長期の児童生徒への身体的な負荷を増やさないように、十分な配慮を行う必要があると考えていると説明がありました。

続いて2項目めですが、行政のデジタル化による業務改善の取組等についてです。執行部からの説明で、新型コロナウイルス関係で、様々な給付作業、商品券、いろいろな対策をやってきたが、ポイント的にその人に直接届く、その人が受けたかどうかの確認ができる、特定して直接ポイント的に行政サービスを行えるレベルになるには、デジタル化がかなり進まなければならない。必要な技術だが、反面、これがきちんと管理されなければ大変な騒ぎにもなる。両面を持った対策が必要だという話がありました。

また、新型コロナウイルス感染症への様々な対応過程において、デジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携が出て、行政の非効率を招いた。煩雑な手続や給付の遅れなど

によって住民サービスの劣化が顕著になった。国、地方公共団体の情報システムや業務プロセスがばらばらであり、地域、組織間での横断的なデータの活用が十分にできていないといった課題が明らかになった。このような行政のデジタル化の遅れに対する迅速な対処をすることで、データの蓄積、共有、分析に基づく行政サービスの質の向上を図ることが、行政のデジタル化の真の目的になる、という説明を受けました。

その後質疑がありましたが、内容につきましては資料に掲載されておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、総務文教委員会の報告を終わります。

○議 長 総務文教委員長への報告に対する質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 小中学校の視力の低下の関係ですけれども、委員会の質疑にもあったようですが、デジタル化によって視力が、このところ低下しているという実情もあるようです。この間も新聞にも出ていましたけれども、全国的な傾向であるし、小中学校のデジタル化は避けられないことです。それに伴って、そういう事前に懸念があるのであれば、十分な配慮をしていきたいというような執行部の答弁だったらしいのですけれども、実際にもうそういう傾向がある、全国でもそうだ、デジタル化は進めなければならないという中で、具体的にこういうふうなことで考えているとか、そういうような話まで出たのかというところだけお願いします。

○議 長 総務文教委員長。

○塩川総務文教委員長 長時間1つのタブレットを見続けられないようにということと、あと、結構反射した光が目が悪いという部分もあるそうですので、カーテンを引いて遮光して授業に取り組む、というような説明はありました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長・塩谷寿雄君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○塩谷産業建設委員長 おはようございます。昨日一日で3,100人以上のワクチン接種、本当に当初より6倍ぐらいのスピードだということで、敬意を表するところでございます。

委員会の報告に入らせていただきます。期日は4月23日、出席は全員でありました。議長からも出席いただきました。

最初の新型コロナウイルス感染症に係る基幹産業の影響についてでございます。雪恋プレミアム旅行券について、またGoToキャンペーンについて、スキー場の入り込みについて、市内の新型コロナウイルス感染症に係る製造業の影響について、また商工会が行ったアンケートについてということで、資料のほうは6ページから19ページまでとなっております。質疑のほうに入りまして、私以外の委員全員から質疑が出たところであります。抜粋してQ&

Aを取り上げております。

続きまして、冬の除雪等に関してであります。こちらのほうの資料は、年度については20ページになっていますし、地域別に関しましては21ページ、そして春割り除雪については22ページとなっております。こちらにも質疑が出ましたけれども、委員からの要望的なお話がありました。例えば、今回の春、非常に気温も上がって暖かかったことでもありますし、果たしてそういう春割り除雪が必要か、またそういうことに対していろいろな要望が出たところでもあります。

ごめんなさい、1番に戻りますけれども、1番のほうでも質疑もありましたけれども、要望といたしまして、こういうことをやれば誘客ができるのではないか。そういったような要望的な発言も多かったと思います。

以上で、産業建設委員会の報告を終わりにさせていただきます。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 社会厚生委員長・中沢一博君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の報告をさせていただきます。期日は令和3年4月22日でございます。委員の出席は7名全員です。議長からも出席いただきました。調査事項は記載のとおり2件と、その他報告事項3件であります。調査内容につきましては、執行部から主管の部長、課長、説明員より出席いただきました。その他の中で急遽報告事項に、今、市民の関心事でありますコロナワクチン接種について、現段階での情報が欲しいという委員からの強い要望もありましてお願いしたところ、外山副市長から出席いただいて説明を受けた次第であります。大変ありがとうございました。

それでは、調査事項を報告いたします。1点目であります。新ごみ処理施設建設についてをご報告申し上げます。皆様もご承知のとおり、この3月に二市一町の首長の協議の結果、梓組みを魚沼市を除く一市一町に大きく転換したわけであります。傍聴で多くの議員の方もみえておられてお分かりのとおり、大変活発な質疑がなされた次第であります。

そうした中、今後の施設建設に当たってでありますけれども、この地域全員に新しい施設を理解してもらうための視察を重ねてやっていきたいという執行部からの説明がございました。そして、一市一町の処理能力につきましては、24時間を想定した場合、大和地域を含めた中で、令和11年が97トン、そして令和12年で96トンを想定しております。不燃処理施設に関しましては、令和11年、12年とも7トンと推計しております。

次に循環型社会形成推

進地域計画の策定についてでございますけれども、当初の計画とは規模が小さくなったわ

けでございますので、廃棄物処理計画や目標設定などの策定を進めていきたいという旨の説明がございました。交付金につきましては、私たち豪雪地域ということでありますけれども、エネルギー回収率の条件をクリアすることで、大小にかかわらず、これが10%になる予定で今、計画を進めているということでございます。

質疑でありますけれども、今まで何回か委員会で枠組みについて確認してきたわけであります。そうした中、2月の委員会でも二市一町で大丈夫かという確認をしているにもかかわらず、いきなり3月になって枠組みが変更されたその経緯について、質問がかなりあった次第であります。そしてまた令和10年までの修繕費、また、規模が変わることによりまして、建設の工程は早まるのかと、そういう質疑。また、場所の選定の条件であるとか、地域計画の提出期間等々の質疑がされたわけであります。詳細につきましては資料に記載されてありますのでご覧いただきたいと思っております。

次に公営住宅の現状と今後についてであります。公営住宅につきましては、令和3年4月1日現在で、記載にあるとおり61棟の427戸を管理しているわけであります。約7割程度が35年を経過しており、老朽化が進んでいる状況であります。南魚沼市公営住宅長寿命化計画を今年3月に改定いたしまして、5年ごとの計画見直し、そして事業内容の変更、財源を見た中での調整を図っていくという考えであります。

現在427戸のうち、352戸が入居しておりまして、75戸が空き家になっているわけであります。入居率も約8割であります。空き家のうちの22戸を今後除却予定で進めるという報告がございました。計画内容でありますけれども、令和3年から令和22年度までの20年間の前半10年を、老朽化した住棟の除却と改修中心として、そして後半10年を統廃合や建て替え中心に計画しているそうでございます。これはあくまでも今後の事業の進捗状況や社会経済情勢等の変化に応じて、概ね5年ごとに見直しを図る計画になっております。20年かけて全体の約24%、107戸の削減を目標に計画を作成しているという報告がございました。

質疑でございますけれども、民間等の活用はどのように考えているのか。そして、高層階の考え方、また、統合したときの学区の配慮等はどうなっているのか。また、申込みがかなり少なくなっているわけですが、応募方法の考え方や住宅ニーズの検討等とは、そういう質疑がされました。詳細につきましては、これにつきましても資料に掲載してありますのでご覧いただきたいと思っております。

その他、報告といたしまして、1点目、南魚沼市人権教育・啓発推進計画の改定について。2点目、第6期南魚沼市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について、そして3点目が、ワクチン接種についての3件の報告がございました。

以上でございます。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 新ごみ処理施設のほうでちょっとお聞きしたいのですが、二市一町から一市一町になったということで、二市一町のときの計画を土台にして、新たな規模とかそ

った部分を検討していく方向なのか、それとも例えば燃焼方式も含めてもう一遍そういった基本的な部分から検討するという状況なのか、その辺議論がもしありましたら教えていただきたいと思います。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 これにつきましては、現場サイドというか事務局のほうも、今回これから急展開というか、こういう形になったわけでありまして。全てに関しまして、これからそういうことを詳細に考えた中で計画を出すということで、具体的な部分に関しては私どもには——先ほどの大体のトン数だとか、そういう部分の表示だけでありまして、それ以外の部分に関しましてはこれからということで、私たちには示されなかったのが事実でございます。

以上であります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第 6、請願第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

請願第 2 号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 ここで昼食のため、休憩といたします。再開は 1 時 10 分といたします。

〔午前 11 時 50 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 09 分〕

○議 長 日程第 7、第 3 号報告 専決処分した事件の承認について（令和 2 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 16 号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第3号報告 令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第16号）につきまして、3月31日付で専決処分といたしましたのでご説明申し上げます。

補正予算第16号につきましては、歳入歳出ともに、議決いただいております予算額と、最終執行確定額あるいは予定額に大きな差異が生じる項目について、令和2年度の最終補正として整理をさせていただいたものです。

歳入では、特別交付税の交付額の確定、臨時道路除雪事業費補助金の配分による増額のほか、譲与税、交付金の交付額確定による増減、及び企業版ふるさと納税寄附金の確定額を計上したものであります。

歳出では、ふるさと納税寄附金の収入額確定に伴い、果実分のふるさと応援基金積立金、及び返礼品定期便分の翌年度送付分の経費として財政調整基金積立金に積み立てた分について減額して、その他関連経費の確定額を計上したものであります。また、当市において初めてとなりました企業版ふるさと納税寄附金を収納して、その全額を無電柱化推進基金積立金に計上したものであります。

これらの結果といたしまして、歳入総額が歳出総額を上回る見込みとなりましたので、不足する財源の補填として計上しておりました、財政調整基金繰入金の4億5,000万円を全額繰戻しすることにいたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算からそれぞれ2,777万6,000円を減額して、総額を434億1,623万3,000円とするものです。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長 総務部長。

○総務部長 では、第3号報告 専決処分した事件の承認について（令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第16号））につきまして、詳細をご説明申し上げます。

3ページの専決処分書であります。補正予算第16号につきましては、令和2年度の最終補正として整理し、3月31日付で専決処分をさせていただいたものであります。地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

補正内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。12、13ページ、2の歳入からお願いいたします。最初の表であります。2款地方譲与税からずっと続きますが、16、17ページの11款交通安全対策特別交付金まで、いずれも譲与税あるいは交付金の確定額で補正しております。合計しますと2億7,173万円の増となっております。

主なものをかいつまんでご説明申し上げます。

14、15ページであります。2番目の表、7款1項地方消費税交付金が、説明欄記載の2つの交付金の合計で、1,485万円の増。

3番目の表であります。8款1項環境性能割交付金が3,506万円の減。

次の表、9款1項地方特例交付金が、説明欄記載の3つの交付金の計で、1,001万円の増で

あります。

最後の表、10 款地方交付税は、説明欄、特別交付税の 3 月交付分の確定によりまして、2 億 7,321 万円の増となりました。

めくっていただいて 16、17 ページであります。2 番目の表、14 款 2 項国庫補助金、4 目土木費国庫補助金は、説明欄の臨時道路除雪事業費補助金の配分によるものでありまして、1 億 3,500 万円の増であります。

3 番目の表であります。16 款 1 項財産運用収入、利子及び配当金は、説明欄記載の基金の利子の確定額を計上するもの。

4 番目の表、17 款 1 項寄附金、2 段目、2 目指定寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金 5 件分の確定額 2,100 万円を計上しております。なお、全額を無電柱化推進基金に積立いたします。

最後の表、18 款 2 項基金繰入金では、1 目財政調整基金繰入金につきまして、交付税の確定などによる収支の調整により、4 億 5,000 万円全額を戻し入れて、回復を図っております。

18、19 ページであります。20 款 4 項受託事業収入は、可燃ごみ処理施設の工事の完了に伴います精算で、湯沢町広域行政受託事業収入 554 万円の減であります。

以上が歳入の補正内容であります。

続きまして 20、21 ページ、3 の歳出であります。最初の表、2 款総務費、1 項 6 目財産管理費、説明欄丸、基金費であります。1 行目、ふるさと応援基金積立金は、令和 2 年度にご寄附を頂いた果実分が 15 億 9,674 万円に確定したことから、既決予算との差額 3,525 万円の減であります。

2 行目、財政調整基金積立金は、前年度分の寄附に対して今年度——令和 3 年度分ですけれども——令和 3 年度に執行する返礼品定期便分が確定したことから、既決予算との差額 5,330 万円の減であります。

その下の段、7 目企画費、説明欄最初の丸、企画一般経費は、歳入でご説明いたしました、企業版ふるさと納税寄附金を積み立てるものであります。

次の丸、ふるさと納税推進事業費は、それぞれの未執行分の経費の減額。6 行目のふるさと納税返礼等業務委託料は、寄附総額から令和 2 年度未執行分——令和 3 年度執行分になりますが——と委託料の確定によりまして、5,160 万円の増額となりました。

2 番目の表、4 款衛生費、1 項 2 目保健衛生対策費は、医師修学基金の利子分の積立であります。

3 番目の表、3 項清掃費は、歳入の補正に伴います財源更正。

22、23 ページであります。最初の表、6 款農林水産業費、2 項 2 目林業振興費は、歳入の確定に伴います、森林環境譲与税基金積立金 84 万円の増であります。

2 番目の表、8 款土木費、2 項道路橋りょう費は、歳入の補正に伴います財源更正。

次の表、10 款教育費、1 項 1 目教育委員会費は、奨学金貸与基金の利子分の積立で。

最後の表、14 款予備費は、収支におきます不足調整分としまして、1,119 万円の減額であ

ります。

以上が歳出であります。

7ページに戻っていただきまして、第2表、繰越明許費補正であります——の変更であります。歳出、10款4項特別支援学校費の特別支援学校施設等整備事業費におきまして、交付金の追加内示によりまして、896万円から960万円への増額をお願いするものであります。

3ページに戻っていただきまして、第1条第1項のとおり、歳入歳出からそれぞれ2,777万6,000円を減額しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ434億1,623万3,000円とするものであります。

なお、補足の資料としまして、お手元に、本日ですが、新型コロナウイルス関連の事業の進捗状況ということで、一覧表を提出しております。これまでも数回出ささせていただきました、一部、繰越明許になっている部分がありますけれども、3月31日付の段階での進捗状況ということで、いわゆる決算見込みの数字を記載しております。ご覧になっていただければと思います。

以上で、第3号報告の説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。あくまでも報告事項であることを踏まえてお願いいたします。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 17ページの財政調整基金の繰戻し4億5,000万円ですけれども、結果的に令和2年度末で財政調整基金の期末残高が幾らになったのかを教えてください。

それから、21ページの無電柱化推進基金積立金2,100万円、5件の企業でありますけれども、これは令和2年度でこれだけ頂きましたと。確か3月議会のときには、令和3年度になっても、ふるさと納税として頂くという話であったのだけれども、予定している事業のほうに——確か6,000万円ぐらいの事業だと思うのだけれども、それを超えるほどのふるさと納税が来た場合については、今度はどうするのかというところをちょっとお聞きしたい。

○議 長 会計管理者。

○会計管理者 4月末時点の財政調整基金の残高を申し上げます。19億3,000万円弱でございます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 企業版ふるさと納税に関しましてですけれども、事業費を超える寄附金というのは、今のところ我々は想定しておりませんで、ちょっと返答に苦しむところではありますが、内輪で必ず収まるものと考えております。それ以上の考えがつきませんで、申し訳ございません。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 財政調整基金のほうは、要は20億円に迫ってきたということですね。無電柱化の寄附金については想定していないということでもありますけれども、恐らく事業とすれば、これからどんどん必要な部分も出てくるので、これについて分については無電柱化のほ

うに全額積んでおいて、さらに事業が出たときに使うことにすればいいだけの話であって、想定していないということではなくて、そう願っているぐらいの考え方が欲しかったと思うのだけれども、そこら辺をもう一回お願いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 想定を超える部分につきましては、当然、積立基金のほうにそのままにしておきまして、後で使えるような形でいければということで考えてはおります。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 報告なのでちょっと、聞き方も気をつけなければいけないのですけれども。今の無電柱化の件ですけれども、3月の当初予算で4,570万円ぐらい国庫補助がついていまして、あと、ここで2,100万円指定寄附が入ったと。ちょっと基本的なことをお伺いしたいのですけれども、これは多分、地域再生計画の中に入れて事業化して、それを見て指定寄附が入ってくるのだと思うのですが、事業全体の規模ですね。それがどのくらい予定しているのかをちょっと——条例で5か年計画の寄附を募っているのですけれども、今年度2,100万円入ったのですが、今後もっと事業費がかかって進んでいくのか、単年度で終わるのかという、そこだけちょっと確認したい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 総事業費的には、1億円弱で、8,000万円超ということで今のところ計画しております。場合によっては、今年だけではなくて、来年2か年で事業ということにしております。ただし、状況によっては、それが3か年になる場合もなくはないということで計画しています。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第3号報告 専決処分した事件の承認について（令和2年度南魚沼市一般会計補正予算（第16号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第3号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第8、第4号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第4号報告 南魚沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての専決処分についてご説明申し上げます。

国の行政改革の一環として、行政手続における押印廃止が進められております。昨年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正大綱により、地方税関係書類のうち納税者等の押印が必要とされていたものについても、原則押印を求めないこととなりました。

固定資産評価審査委員会条例は、地方税法に基づき固定資産の価格に関する不服の審査の手続等を規定しているもので、税務手続の負担軽減のため、審査申出書等への押印及び署名を不要とするものです。この取扱いについては、国から3月に準則が示されたこと、また、4月1日から固定資産の縦覧期間が開始されることから、3月31日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。4ページの第4条第4項は、審査申出書の押印を廃止するもの、第8条第5項は、口頭審理の際の口述書の署名押印を廃止するものです。

3ページに戻っていただきまして、改正条例の附則であります。施行期日は、公布の日とするものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第4号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第4号報告は提出のとおり承認されました。

○議長 長 日程第9、第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第5号報告 南魚沼市税条例の一部改正についての専決処分についてご説明申し上げます。

令和3年度税制改正により、地方税法等の一部が改正され、3月31日に公布、4月1日からの施行となったことから、南魚沼市税条例の一部改正について、3月31日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるところであります。

改正の主な内容としては、扶養親族申告書等の電子提出の推進に向けての専決規定の整備、固定資産税の課税特例措置の創設、軽自動車税のグリーン化特例の見直し、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長などとなっております。

それでは、新旧対照表のほうでご説明を申し上げます。9ページのほうをご覧ください。

第25条の3の2第4項は、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る要件を定め、従来の税務署長の承認を廃止することを規定するもので、後半の括弧書き内の追加は、退職所得申告の場合も規定に加えるというものです。

次の第25条の3の3第4項は、公的年金等受給者の、同じく扶養親族申告書の電子提出に係る要件と税務署長の承認の廃止について規定するものです。

めくっていただき10ページ、第40条の8第1項第1号は、次の条で第3項を追加することによる定義規定の整備です。

第40条の9第3項と第4項は、退職所得申告書の電子提出に係る要件と税務署長の承認の廃止についての規定の追加です。

11ページのほう、第69条の4第1号及び第2号は、軽自動車税の環境性能割のグリーン化特例延長に関し、引用する地方税法の読替規定を対象に追加するものです。

中ほどの、附則第9条の2は、固定資産税の課税の特例、いわゆる、わがまち特例に関する規定です。第3項、及び12ページにいきまして第15項は、適用期限が終了したために削除するものです。それに伴い、第4項から第14項、第16項及び第17項は、項を削除したことによる繰上げと項ずれの修正となっております。

12ページ中ほどの、附則第9条の3から、続いて16ページの附則第14条第2項までは、固定資産税及び特別土地保有税における宅地等及び農地の負担調整措置について、条文中の年度表記をそれぞれ3年度分延ばすことによって、令和3年度から令和5年度までの間、適用対象年度において価格の下落修正を行うことを含め、土地に係る負担調整措置を従来どおり継続することに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地については、前年度の税額に据え置く、という改正に対応する規定を整備するものです。

続いて16ページ、附則第14条の2は、軽自動車税において引用する地方税法の改正によ

り、第5項を追加し、環境性能割の臨時的軽減の期限を9か月延長するもの。

附則第14条の2の2は、引用する地方税法の改正による項の追加です。

17 ページの附則第15条第1項は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の対象見直しに伴って、このあと同条に第6項から第8項の規定を追加することによる適用範囲の修正になります。

同条の第2項から第4項は、令和2年度課税に関する部分を削除したもので、18ページのほうに追加する、同条第6項は、令和3年3月まで延長されていた種別割のグリーン化特例において、自家用乗用車以外についても、令和3年4月から令和5年3月までの間に初回車両番号指定を受けた場合は、電気軽自動車等に限り特例の期限を延長するものです。

続く同条の第7項、第8項は、燃費性能等に優れ、一定の基準を満たしたガソリン軽自動車の営業用乗用車に対して、令和3年4月から令和5年3月までの間に初回車両番号指定を受けた場合は、その燃費基準値達成度などにより、50%あるいは25%軽減の特例の対象とする規定となっております。

19 ページ、附則第15条の2は、前条第1項と同様に規定の追加による項ずれの修正です。

下の方、附則第20条第2項は、東日本大震災により滅失した家屋に対する住宅用地の特例について適用期限を延長するというものです。

最後の20 ページ、附則第24条は、第2項を追加して、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず住宅ローン減税の入居期限の要件を満たせない場合でも、代わりの要件を満たすことで期限内に入居したのと同様の減税措置を適用し、その場合の適用期限を1年延長するというものです。

7ページに戻っていただきまして、改正条例の附則です。附則第1条は、施行期日で、法の施行に合わせ令和3年4月1日から施行することとし、第2条は、市民税に関する経過措置の規定で、扶養親族申告書に係る改正規定については、新条例施行日以降に適用とすることとしています。

第3条は、固定資産税に関する経過措置の規定で、第1項では、改正条例の適用は令和3年度以後の年度分についてとすることとし、第2項、第3項では、新条例で廃止になったわがまち特例については、令和3年3月31日までに取得し、課税される場合には、なお従前の例によるという規定になっています。

次のページの第4条は、軽自動車税に関する経過措置の規定で、環境性能割に関する部分は、新条例施行日以後に取得した軽自動車の環境性能割に対して適用し、種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車の種別割について適用とすることとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第5号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第10、第6号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市介護保険条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第6号報告 南魚沼市介護保険条例の一部改正につきまして、専決処分といたしましたのでご説明申し上げます。

令和元年10月の消費税率の引上げに伴い、低所得者の介護保険料の軽減強化として、令和3年度も引き続き令和2年度と同率で、第1段階から第3段階まで軽減を行うことが確定したので、令和3年4月1日からの施行が必要であることから、3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるところでございます。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げますので、5ページをご覧ください。

第3条の改正についてですが、軽減年度を第2項以下、各項とも令和2年度を、令和3年度から令和5年度までとするものです。

軽減の保険料は、第2項については、第1段階の保険料2万2,800円を2万3,000円とするものです。

第3項、第4項において、第2項準用の読替え前、2万2,800円を2万3,000円として、第3項については、第2段階の保険料3万8,100円を3万8,400円とするものです。第4項につきましては、第3段階の保険料5万3,300円を5万3,800円とするものです。

附則第19項について、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の令和3年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」が発出されたことによりまして、減免対象が令和4年3月31日までの保険料とされましたので、これを改正するものです。また、第1号、及び第2号につきまして、国の事務連絡の基準の表記に合わせて表現を整理いたしました。

4ページに戻っていただきまして、下段、本改正条例の附則です。

第1項、施行期日を、令和3年4月1日施行とするものです。

第2項、経過措置を規定したもので、令和3年度の保険料から適用し、令和2年度以前の保険料は、従前の例によるとしたものです。

第3項は、令和3年4月以降に納期が到来する令和2年度以前の年度分の保険料の減免の読替規定を定めたものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第6号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市介護保険条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第6号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第11、第7号報告 専決処分した事件の承認について（令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第7号報告 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第1号）につきまして、4月9日付で専決処分といたしましたのでご説明をいたします。

本補正予算につきましては、市独自の経済支援策の第6弾と位置づける、市民向けプレミアム付商品券事業の発行、及び新型コロナワクチンの集団接種に併せて発行する、市民向け温泉利用券、並びに南魚沼市観光協会を通じて行う市内観光業関係者の負担金軽減に係る費用を計上したものであります。

第6弾の経済支援策につきましては、本年2月の臨時会及び3月定例会において、債務負担行為補正のご決定をいただきましたが、参加業者の登録作業、温泉利用券の印刷など、早期に着手する必要があることから、専決処分としたものであります。この財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をもって充てることとし、同額を歳入に計上しま

した。

また、国の新型コロナウイルス感染症関連施策であります、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）に係る費用を計上いたしました。これは、国の10分の10の補助事業で、5月末までに支給する必要があることから、今回の専決補正に計上したものであります。

このほか、昨年末からの集中降雪により被害を受けたビニールハウスなどの農業用の施設、機械について、再建や修繕を早急に支援する必要があることから、一部、国県の補助金を財源としながら、今補正予算に計上しました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ4億6,120万3,000円を追加し、総額を310億2,120万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させていただきますので、よろしくご審議いただきまして、ご承認いただくようお願いいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 では、第7号報告 専決処分した事件の承認について（令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第1号））につきまして、詳細説明を申し上げます。

3ページをお願いします。本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する、いわゆる第6弾の経済支援策として実施する事業のほか、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の必要額、及び今冬の大雪により被害を受けた市内農業用施設等の再建や修繕を支援する補助事業に要する費用、これらを令和3年4月9日付で専決処分をさせていただいたものであります。

それでは、補正内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

10ページ、11ページ、2の歳入からお願いいたします。最初の表、14款2項1目総務費国庫補助金であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でありまして、令和2年度の本省繰越分4億1,875万6,000円のうち3億8,500万円を計上しております。今補正で計上する第6弾の経済支援策の財源であります。

2目民生費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）に係る国庫補助金でありまして、1行目、事業費補助金は、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者等に対するものであります。給付対象者の見込数は453世帯、236人分であります。2行目、事務費補助金は、国から自治体の規模別に示された額48万円の計上であります。いずれも10分の10の補助であります。

2番目の表、15款2項4目農林水産業費県補助金であります。令和2年12月からの大雪によりまして、被災した農業用ハウスの支援対策に対する補助金であります。

1行目、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金は、市が事業主体となって実施する農業用ハウスの再建や機械の修繕に対する補助金であります。補助対象の見込みは1組織、既決予算との差額108万円の計上であります。

2行目、持続的生産強化対策事業補助金は、JAが事業主体となって実施する資材調達費や施工費に対する補助金であります。10組織44施設を補助対象と見込んでおりまして、1,954万円の皆増であります。

最後の表、19款1項1目繰越金は、不足する財源を補うもので2,064万円の計上であります。

以上が、歳入の補正内容であります。

続きまして12、13ページ、3の歳出をお願いします。最初の表、3款民生費、2項2目児童措置費であります。説明欄丸、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、1行目から6行目までが給付に要する事務経費48万円の内訳であります。一番下の行、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）が、歳入で申し上げました給付金本体であります。

2番目の表、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、説明欄丸の農業振興対策補助事業費は、歳入で説明したとおりでありますけれども、1行目は、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金、既決予算との差額218万円の計上であります。2行目、持続的生産強化対策事業補助金は、3,908万円の皆増であります。

3番目の表、7款1項商工費、1段目の2目商工業振興費であります。説明欄の丸、商工業振興補助事業費、プレミアム付商品券事業補助金でありまして、1,000円券が10枚つづりで1冊であります。1万円分になりますが、これを7,500円で販売するというもの、1世帯5冊まで購入可能としまして、2万世帯分、10万冊を用意するという内容であります。プレミアム分2,500円掛ける10万冊で2億5,000万円、事務費5,000万円で、合わせて3億円の計上であります。

2段目、3目観光振興費、説明欄丸、観光振興事業費、1行目の観光事業支援補助金（新型コロナ関連）は、極めて深刻な打撃を受けております観光事業者に対しまして、各地区の観光協会を通じて支援を行うというもので、観光協会費相当分の補助金3,000万円と温泉組合や個々の入浴施設においてキャンペーンを行っていただく入浴券活用型として、組合など団体に対して上限100万円、個々の施設に対して上限10万円の支援を行うもので、500万円の計上、合わせて3,500万円の計上であります。

2行目、温泉利用券事業補助金（新型コロナ関連）は、日帰り入浴に係る料金を1人1枚1,000円まで無料とする券であります。新型コロナワクチンを接種した方に配布するもので、5,000万円の計上。1人1枚1,000円—500円券が2枚ついたチラシにしております。

以上の3つの事業につきましては、市の観光事業補助金交付要綱に基づいて、実施計画を策定し、交付申請を行っていただきます。事業完了後は実績報告書を提出していただき、事業の実施状況を確認するものであります。

以上が、歳出の補正額の説明であります。

3ページに戻っていただきまして、第1条第1項のとおり、歳入歳出にそれぞれ4億6,120万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ310億2,120万3,000円とするものであります。

以上で、第7号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

1番・大平剛君。

○大平 剛君 それでは、12、13ページ、プレミアム付商品券事業補助金についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。最初に基本的なことで、説明ありましたけれども、補助金ということは当然、補助事業だと思われるのですけれども、事業主体はどこになるのかを説明願いたいと思います。

また、プレミアム付商品券を行う時期に関しても教えていただきたいと思います。

まず、2点お願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、事業主体になります。事業主体につきましては、市、それから市内の3商工会です。それから市観光協会、5者で連携しましたプレミアム付商品券の実行の協議会をつくらせていただきました。そちらのほうに補助金をお出ししてやっていただくというところなんです。

それから、時期になりますけれども、発行自体は6月21日から発売という形になります。ですので、その前、1週間ぐらいの間に各家庭のほうにはがきを郵送させていただいて、1世帯とりあえず5冊ということでご購入いただけるようにします。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 分かりました。今、発売の方法ですけれども、売る場所は今度、先ほど聞いたらちょっと商工会と観光協会がメインと聞いたのですけれども、売場に関してはどうなる予定になっているのか、それもひとつ教えていただきたいと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 販売場所につきましては、南魚沼市観光協会、うおぬま・浦佐駅観光案内所——MYUでございます。あと、六日駅の観光案内所、それと市内郵便局13か所になりますが、そちらのほうで販売予定となっております。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 そうなりますと、前回と同じような形になるということでしょうか。前はそれこそ——私が言うのも何ですけれども、今回はJAさんに加わってもらうとか、そういう形は取らないのか、そこだけちょっと確認させてもらいたいと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 今回は、JAさんのほうにも打診しましたが、いろいろな事情で今回はJAさんのほうは見送るということです。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 同しく 13 ページのプレミアム付商品券です。10 日前にありました議会の新型コロナウイルス感染症対策連絡会議で、歩む会を代表いたしまして、時期の見送り等々はどうかというような発言というか、紙に書いたものが議長から多分、市長に渡っているかと思うのですけれども。ゴールデンウイーク明けから当市では新型コロナウイルス感染症発生率がかなり高くなっていますし、ここ 10 日前くらいからは出なかったのですけれども、ここまた数日から何人か出ている状況になっています。そういう中で、今、6月21日と言いましたけれども、発行時期がこれでいくのかどうかを再度お聞きしてみたいと思います。

それと、参加業者です。プレミアム付商品券が使える参加業者というのは、今、何社程度手を挙げているかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今、ご指摘いただいたとおりですね、発行時期につきましては、執行部のほうでも検討させていただきました。そうした中で実際にはがきを送って、発売時期をずらすということですので、それはまあ可能ということで、一応検討させていただいたのですけれども、その後、かなり新型コロナウイルスの感染者が減ってきた関係から、現在はこのスケジュールで進めようというところで、市長も含めた中でちょっと相談させていただいて、執行部のほうではそういう判断を今、させていただいております。

以上です。それから、2点目につきましては、商工観光課長がお答えいたします。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 議員のご質問にお答えします。5月21日現在の参加申込みの店舗でございますが、320社となっております。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 発行時期がそうだとということで決定したそうでありますけれども、そうしますと、行きやすいところにプレミアム付商品券が流れるのかと思っています。去年出しました100%のプレミアム付飲食・宿泊券——飲食・宿泊といいましたけれども、飲食にほとんど流れたということで、雪恋プレミアム旅行券で宿泊のほうはカバーしたものだと思います。

本当にゴールデンウイーク明けから新型コロナウイルス感染症の患者が一番市内で出た、9人というのを受けまして、また、保育園、小学校での感染で、飲食もかなり冷え切っているのが実際であります。多分、そういうところには、今のプレミアム付商品券はなかなかこの時期だと流れないのではないかと思います。また、そういうことを新たにいろいろ考えてやっていくのか、それをどういうふうに執行部は捉えて21日に出すと決めたのか、その辺が分かったら教えていただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 確かに21日にこれを販売するところにつきまして、特定の業種ですね、飲食等にこの状況ですぐにお金が回っていくか、そういうところの議論もさせていただきました。その中で、非常に利用期間が長い券にさせていただいたのが1点。それからプレミア

ム率については、昨年ほどのプレミアム率はない中で、かなり長く利用されるだろうという見込みを持っております。その中で飲食業につきましては、状況を見た中で応援できるような取組ですね、PRも含めたそういうものをちょっと取り組んでいくような形で今検討しているところです。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2点ちょっと、お聞かせいただきたいのですけれども、まず、13ページ上のほうの子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の関係です。支給対象はいろいろなパターンがあると思うのですけれども、その中で例えばコロナ禍で家計が急変したというところも、多分、申請すれば該当になるのではないかとというような、書き立てによるとそういう読み方をしたのですけれども。家計急変の関係の申請がどのくらい——総体で何世帯ぐらい対象になっているのかわかりませんが、家計急変の新たな申請がどのくらいあったのかを1点、教えていただきたい点と。

そして、下のほうのプレミアム付商品券の関係です。今、登録店の募集の話も出ましたけれども、多分、今回は飲食・宿泊等だけではなくて、幅広く取り扱っていると思うのですけれども、今の説明だと320社ぐらいが取扱いの手を挙げたということです。その320が多いのか少ないのかわかりませんが、全業種を対象にすると何か少ない感じがするのです。全部、一応対象にしますよというようなPRをしないと、なかなか、今回困っていてもやってみようかという販売店は出てこないと思うのですけれども、その辺の今までの状況、2点お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 最初のご質問です。家計が急変してのほうですが、おっしゃるとおり家計が急変しまして、収入が児童扶養手当を受けている人と同水準という方が対象になります。申請によります。想定しています申請ですが、19人の見込みです。

以上です。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 PRですが、各商工会や観光協会を通じまして、店舗の募集をかけておりますので、いろいろな場所へ案内が回ったと思っております。令和元年度のときの消費税が上がった10%のときは314社でしたので、それを上回っているということで、それなりの店舗が参加しているのではないかと考えております。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 分かりました。前回のもので大体同じだということは、そういうことなのでしょうけれども。ちょっと私が心配で聞いたのは、商工会に入っている方は、そういうふうなルートでいろいろな情報が行くのですけれども、商工会に入っていない方々への情報発信といいますか、そこら辺がうまくいっているのかということところがちょっと気がかりなもので

すから、聞いてみたのです。そこら辺は大丈夫だよということであれば、それだけで結構なので、そこだけもう一回、確認をお願いします。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 なかなか発信方法が難しいのですが、市のウェブサイトを通じて、ほかやっておりますので、その辺で何とかPRできたのではないかと考えています。また、効果的な方法があれば今後、検討していきたいと考えています。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 13ページの農業振興対策補助事業費、ビニールハウス倒壊に対する補助金ですね、4,127万円ですけれども。これは実際、被害額に対する補助率は決まっていると思うのですけれども、保険も出たりしているので、かなりの額が保険で出るのではないかという話も聞いていますけれども、補助率はどのくらい……。

○議 長 農林課長。

○農林課長 強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金につきましては、国の補助率が、事業費に対して10分の3、県と市につきましては、上乘せで10分の1ずつ出しております。持続的生産強化対策事業補助金につきましては、国のほうが資材撤去費に対して上限なしで2分の1、県と市につきましては、資材の10分の1と施工費の4分の1となっております。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今年、雪解けが早くて苗作りも急ぐということで、賢明な専決だったと思いますけれども。そうすると総額で見たときになると、かなりの——JAさんは聞くところによると、8,000万円かけて新築するというような話も聞いていますけれども、それらを含めると相当の被害額になったかと思えます。被害額総額で見た場合は、どのくらいとつかんでいきますか。

○議 長 農林課長。

○農林課長 強い農業・担い手づくり総合支援事業につきましては、こちらが育苗・野菜ハウスの倒壊が1棟、それから中に入れておりました農業用機械2台が損壊を受けているわけですが、こちらのほうの被害総額が1,100万円、1農業組織になっております。持続的生産強化対策事業につきましては、10生産組織、44の育苗・生産栽培ハウスの倒壊になっておりまして、被害総額が1億6,700万円であります。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 13ページの商工業振興補助事業費のほうと、その下で伺います。まず、プレミアム付商品券ですけれども、大規模店については枚数制限をするというようなことを以前に説明を伺っていたのですけれども、その辺、大規模店の制限についてはどうなってい

るか。

それと、その他ですけれども、11月以降は自由購入可能とすると、なくなり次第終了という説明書だったのですけれども、自由購入のやり方については、具体的に何か決まっているのかどうか。その辺を伺います。

次、その下の観光事業支援補助金ですけれども、以前に第6弾のナンバー3で入浴券活用型の観光事業補助金というときには500万円だったのですけれども、今回、3,500万円になっているのは、何かほかの事業とかも一緒にこの金額に入っているということなのか。もう少し説明を伺います。

あと、その下の温泉利用券事業補助金ですが、このとき資料のほうでは、市内の22日帰りの入浴施設ということが示されたのですが、これは何か数が増えたりというような変更があるのかどうか。

以上です。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 まず、プレミアム付商品券のほうからですが、10枚つづりのうち、大型店も含めて全店舗で使用できる券を4枚、大型店では使用できない券——全店舗で使えない券ですが、6枚ということで設定しております。

あと、販売期間が終わった後の販売方法ですが、売れ残った券の枚数がやはりはっきりしないと、販売方法が分からないため、そのときというか、その近くになりましたら、状況を見ながら方法や時期等を決めたいと思っております。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 3点目、4点目をお答えいたします。まず、観光支援補助金500万円というお話ですけれども、今3,500万円と。こちらについては、3,000万円は観光協会を通じて観光業の会員さんですね、そちらの年会費を今回については——昨年度は半額ということで支援しましたが、それを今回100%ということで支援させていただくものが3,000万円です。あと、残りの500万円については、議員に前回、ご説明申し上げましたけれども、温泉施設それから温泉組合さんですね、そういう施設さん、組合さんが無料温泉券をPRするに当たっての補助金ということでございます。

それから、4つ目になります。温泉施設ですけれども、前回、22施設とご説明申し上げました。こちらのほうに利用についての受入れの打診をさせていただいて、4月27日時点で、21施設のほうはこちらのほうにご参加いただいている状況でございます。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 プレミアム付商品券のところでもたちょっとお願いしたいのですが。先ほど今回のプレミアム付商品券、6月21日、これから発行ということですが、その後、また飲食店のほうを見据えて検討しているというお話を伺いました。今回の券が——プレミアム付

飲食・宿泊券のときにはほとんど飲食店に流れた経過がありました。今回、飲食にはなかなか流れないというか、そういう辺りも既に想定されているのか。

それから、前回で宿泊のほう、ほとんど行かなかったわけですが、飲食という話を聞きましたが、その辺とあと宿泊の関連ですか、どういう検討をなされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 飲食のほうの想定ですけれども、今回の商品券につきましては、販売できる業種を広く取っておりますので、かなり小売ですとか、量販店ですとか、そういうところにちょっと流れるだろうという見込みが前回、前々回の商品券から立っています。ですので、そういう中ではやはり去年のプレミアム付飲食・宿泊券のように飲食のみに流れるわけではないので、そこについて今後ちょっと飲食店のほうに流れるというか、販売促進できるような、そういうちょっと取組を考えたいということで申し上げた次第です。

2つ目の宿泊施設についてですけれども、こちらについても今回のプレミアム付商品券は使えます。申し込みいただければ使えますので、ぜひ、ご利用いただきたいと思っておりますけれども、当然、宿泊については、今、県外からのやはり客の往来が止まっておりますので、そこについては今後接種が進んだ中で、また国の動向を見ながら、新たな取組が必要ではないかと考えております。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 そうしますと、飲食のほうへの対応は、PRのほうを考えていると。新たな何か事業ということではなくてという意味でしょうか。そこをもう一度ご確認をお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 現時点では新しく券を作って、そちらに投入するということではなくて、いかに販売促進できるかというところをまずは考えるべきだろうと考えています。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 13ページの新型コロナウイルスに関する温泉利用券について、少しお伺いします。昨日、私も接種していただきまして、非常に整然とした取組、本当に用意周到にやられていると感じたところであります。そうした中で、今、感染状況というのは、所信表明等の中でありまして、非常に皆さんが心配されている。あるいは見方によりますと、新型コロナウイルス感染に対する関心が非常に強くなっている感じを私は受けたわけでありまして。そうした中で最後に手渡していただいた温泉入浴券について、私も頂いて、見てはいるのですけれども、これについての評価等がどういった形で当局が押さえておられるのか、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、その文面には温泉の効能とか、そういった形が書かれておりますけれども、今の感染を非常に心配される皆さん方にとってみて、ちょっと違和感を持つのではないかと感じたもので、こういった質問をしています、いかがでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 全般的に温泉利用券の作成、あるいは配布について取りまとめを行ってまいりましたので、私のほうから答えられるところは答えたいと思います。そういったご質問といえますか、疑問を持たれた方も複数いらっしゃるようです。我々もまずはワクチンを接種した方にお渡しする。できれば2回接種していただいた方に——それだけ免疫をつけた方ですよ。そうするとうちの中にいるだけではなくて、いろいろなところで活動していただきたい、きっかけをつくりたいという意味もございます。中でもとりわけ今一番厳しい状態に置かれているのが、先ほどありました宿泊あるいは温泉の事業者ではないかと。そちらに行っていただけるのであれば、ぜひとも使っていただきたい。ワクチンを受けたら、それだけ自分の活動も自由にできるのですよというインセンティブも含めまして、お渡ししたらどうかということで考えたものであります。どの程度使われているか、これから使われるかについては、またPRも必要かと思っておりますけれども、そういった流れの中で、考える中で作ったものであります。

評価ということでありましてけれども、これはまだ具体的にどれだけ浸透するのか、使われるのかは未知数がございます。ただ、我々としましては、ワクチンを打った以上は高齢の方でも——本当に会場に行きたくないのですけれども、元気な方がたくさんいらっしゃいます。ぜひともそういう方々から経済活動——温泉に行ってもらったり、いろいろな商業活動に出向いていただいて、少しでも経済を活性化していただきたいという思いからであります。そういった内容でありますので、どうかご理解いただきたいと。我々としては、無理もないですし、矛盾もしていませんし、1つの流れとして、ワクチンを接種して以降の、その後の姿を見据えた中での1つの取組であると考えております。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 自己判断でということになるのかと思います。確かにワクチン効果については、いろいろお話がありますが、やはり感染したくない、あるいは感染させたくない、そういったことで接種を急がれている方が多いと私は感じています。そうした中で、果たしてこれがもし逆効果に出たときはどうなのかということも危惧してしまったもので、その辺をひとつ聞いておきたいと。非常に効能があるのだということであるならば、ですが、ちょっと私としてはそこが非常に心配だと思しましたので、正式というか公式の見解等があればお聞きしておきたいところです。報告事項ですので、賛否とかそういう問題を問うものではありませんが、そういった懸念を持たれる方へもう少し発信が必要ではないかと私は思いました。

○議 長 ありましたら……（何事か叫ぶ者あり）なければ、はい。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第7号報告 専決処分した事件の承認について（令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第1号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第7号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を2時35分といたします。

〔午後2時17分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後2時35分〕

○議 長 日程第12、第8号報告 専決処分した事件の承認について（令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第8号報告 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第2号）につきまして、4月26日付で専決処分といたしましたのでご説明を申し上げます。

本補正予算は、高齢者に対するPCR検査費用、及び市内事業者が行う自主PCR検査費用に対する補助金を計上したものです。

いずれも令和2年度において実施した事業であります。実績や感染状況などを鑑みて、令和3年度当初予算での予算化は見送っていたところでもあります。しかしながら、感染の拡大傾向、国からの内示などによりまして、緊急に予算措置を行う必要があると判断をさせていただき、専決処分とさせていただいたものです。

高齢者に対するPCR検査費用の補助は、歳出の4款衛生費に432万円を計上しました。これは、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業」の内示を受けて、国の2分の1補助で行うものであります。介護保険施設に入所する方の事前検査費用に対する補助を予定しております。補助残については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

また、4月25日、国において3度目となる緊急事態宣言が発出され、感染力の強い変異株の蔓延も報じられる中で、私どもの近隣市においてもクラスターが発生するという状況下に

ありました。当市においても、急激な感染拡大の恐れがあったということから、市内事業者が行う自主PCR検査費用に対する補助金について、緊急に予算措置を行ったものであります。昨年度同様、5款労働費に300件分の240万円を計上しております。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ672万円を追加し、総額を310億2,792万3,000円とするものです。よろしくご審議をいただきまして、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 13ページの労働費のほうですけれども、まだ、専決から1か月少ししかたっていないけれども、事業所の検査等、もし、今現在少し動きがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 今現在、2件の申請をいただいております。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 今、2件ですが、2件で具体的に何人分というか、そういうものがもし、分かりましたら教えていただければと。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 2件で2人分でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 事業所向けのものが、感染状況を見てここで計上ということで、これ自体見ると大変うれしいことですが、上のほうは国の指導といいますか、そういうのもあって、介護施設入所の予定者についてということで、ここで新たにあがってきましたけれども。例えば魚沼市の場合は、今、全市民対象に——唾液のPCR検査だと思っておりますけれども、やっているのです。南魚沼市の場合は、入所予定の高齢者ということですが、その辺、魚沼市も感染が大変広がっていますし、あれですが、南魚沼市も大変、一時広がったのですけれども、そういうふうな、方向での検討は、補正する時点ではあったのかなかったのか。そこだけちょっと確認をさせていただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 検討は特には、魚沼市さんのように全市民といいますか、対象者というところはなかったのですけれども、ご存じのとおり、市民病院のほうでもPCR検査機器を導入していますので、そういった自由診療の部分もあることなどから、そこには至らなかったと。魚沼市のような対応には至らなかったということでございます。

以上です。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 そうい市民病院のほうでの検査体制が近隣のものに比べると充実しているということであれば、大変心強いことですが。ただ、その中での今度は負担ですよ、負担がどういうふうになっているのか。医療体制は充実しているけれども、負担的なものでなかなか実績というか、検査に行けない状況になっていては、それはまた名前ばかりということで、ちょっと心配もあるのですけれども、その辺もお聞かせいただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 昨年度も同様の内容であったのですけれども——この補助があったのですが、実績はゼロだったのです。そういったこともありまして、今回この時期にというふうに至ったところであります。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 同じ事業で去年の実績——第3号報告資料ですか——19 件で 15 万 2,000 円という去年の実績が報告されていますが、そうした中で私は市長の所信表明の中にも出ていましたけれども、非常に爆発的な感染が考えられるというような言い方をされているのですけれども、そういった中で情報を見ると、経路不明——要するにどういった原因で感染したかがなかなか読めない、そういう人が多いという話をされています。あるいは調査中とかという形で、実際の、どこまで判明したかは、我々はほとんど分からない。そういった中で、今、県が十日町市でやっているのは、飲食業者は誰でも——多分、無料だと思うのですけれども、検査を受けられるということを知っているのですけれども、その辺がどういった捉え方をしているのか。

そしてまた、今ここで言われているように、2分の1の国の——要するに自治体がやることについては2分の1が国負担ということは、もう当初から言われているわけでありますので、そういった、希望者は受けられるという形をきちんと取っていくべきではないかと思うのです。その辺はワクチン頼みという話だけで終わるものではないと思いますが、その点、考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 十日町市の場合は、県が感染防御の実施主体になって、一定のクラスターに対してそういう戦略をやっているわけでございます。ですから、当地域においてもそういった、南魚沼市の場合は——ちょっと言葉に気をつけなければいけませんけれども、逆に感染経路が不明なところが我々が多いわけで、十日町市のように飲食店がメインであるとか、十日町市の全てではないのですけれども、そういったところと違うのと、そうした場合にはまず、県が集中的にPCRをやるという考え方なわけです。

高齢者施設に頻繁にPCRをやることも、あながち無駄ではないと思うのですけれども、

それよりも明日の市報に載りますけれども、高齢者施設に一刻も早く——6月から7月にかけてはやれると思いますけれども、全員にワクチンを接種する、従業員にも接種すると。そういう状況下をつくることによって、より抵抗性のある体制をつくるのが重要だと考えております。

ですから、今後ともそういった市におけるPCRの投入といいますか、言うことを否定しているわけではないのですけれども、現下の状況を考えると、戦略的、公衆衛生的には、今、言った資源の投入をそういう戦略でやることでいくべきではないかと考えているわけでございます。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は、経路不明、その幾ばくかの結果が分かれば、そういうものを公表していただいて、県外に行った経過があるとか、あるいは何が原因だったか、そういうのが公表されると、俺もつい最近新潟まで行ったとか、あるいは県外を通過したなというような心配の方が受けられるような制度としておいたほうがいいかと感じるのですけれども、その点、心配な方が受けられるような制度設計はできないものであるか、ひとつお聞きします。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 特に県外といっても、緊急事態宣言が出ておるところ、あるいはまん延防止等重点措置のそういう地域に出張に行かれる方等に関しましては補助の対象にしております。また、昨年度においては事業所に陽性が出た場合で、濃厚接触者に当たらない方というのでかなり限定した対象としておったのですが、今年につきましては濃厚接触者が後に陽性になってしまうというような事例もございますので、濃厚接触者が出た事業所についても広く受け入れていこうという考えでおります。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 感染した、濃厚接触して判明した、そういった——私は今聞いてみると、後追いだと思うのです。ですから、さっき言ったように、心配の方、まだ発症していない方、心配だったらこういう方法がありますよと。要するにキットの方法だったら格安なわけです。そしてこの正式な8,000円ということになると、多分2万円近いものだと思うのです。そこをそういった制度設計というものをしても、国の対象になるのかどうかと。あるいは二千数百円のできるのであるならば、では無料でもいいではないかとか、あるいはそういった制度設計をどう考えていらっしゃるかと、こういうことで、より安心できるような——ワクチンばかりではなくて、そういったことが、執行部として考えていただけないかという意味合いを込めてこの話をしているわけですが、所見があったら伺っておきます。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 総務部長。

○総務部長 PCR検査をいっぱいやれば安心できるという気持ちは分かります。分かりますが、実際にPCRをどれだけやればゼロだと、かかっていないことが証明できるかとい

うと、広島市かどこかで全市民のPCR検査をやったという実績がある。あれは無駄ではないのですけれども、広島市で蔓延しなかったかということ、実際は非常に強い蔓延が起きたのです。その時点ではかかっていませんということが分かるだけであって、明日かかっていないことも、あさってかかっていないことも証明されないのです。

我々は、何らか具体的な心配事——例えば事業所の中で実際に感染した人がいて、自分は濃厚接触者ではないけれども検査してみたいと、したほうが安心できる。あるいは関連する事業のほうでもそのほうが事業展開しやすいということであれば、これは補助金の対象にしますと。具体的なやはり何らかの原因、心配するだけのもっともな原因がなければ、我々も対象にしないという、これは同じ考えであります。漠然とした不安について、我々は対象としていないという考えでございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第8号報告 専決処分した事件の承認について（令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第2号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第8号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第13、第9号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第9号報告 令和2年度南魚沼市一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明を申し上げます。

令和2年度の繰越明許費につきましては、本年3月定例会におきまして、補正第14号及び補正第15号、並びに本日ご承認いただきました補正第16号で計上しておりますが、それぞれの事業において、令和3年度に実際に繰越しを行った金額につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

別紙の3ページから5ページが繰越計算書、7ページから9ページが報告資料でありまして、事業内容の説明となっております。たくさんございますので、金額に変更のあった項目

を中心に説明を申し上げます。

3 ページの中ですが、繰越計算書であります。左からこの表ですけれども、款、項、事業名、次の金額は繰越予定額、その次の翌年度繰越額が実際に繰越しをした額であります。以降は、その財源内訳であります。

変更がありましたのが、3 段目、4 款衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、接種体制の確保、接種対策に係る経費で、繰越可能額の上限を限度額としておりましたけれども、事業が令和 2 年度中に進捗した結果、1,733 万円の繰越額が減額になりました。

4 段目、6 款農林水産業費、土地改良事業費は、原柄沢地区及び小松沢地区の基盤整備促進事業でありますけれども、令和 2 年度分支出の事業費額が増えたことで、242 万円の減であります。

その下、県営事業負担金は、国の補正予算によります、県営ため池等整備事業ほか記載の事業の負担金でありますけれども、県の地区間調整の結果、240 万円の減であります。

下から 4 段目、8 款土木費、道路橋りょう費の道路橋りょう維持補修事業費でありますけれども、410 万円の減。これ以降、道路橋りょう費については、それぞれの事業において、年度内の事業の進捗によりまして減額となったものであります。

その下、消融雪施設維持管理事業費は、213 万円の減。その下、道路新設改良事業費は、市道塩沢東裏 11 号線ほか 4 路線の工事で、68 万円の減。未収入特定財源のその他 3 万 8,000 円は、道路整備事業分担金であります。その下、街路新設改良事業費は、市道新沖上線に係る物件補償費などで、1,580 万円の減であります。

4 ページをご覧ください。変更がありましたのが、5 段目になります。10 款教育費、2 項小学校費、小学校設備等整備事業費は、G I G A スクール関連でありまして、サポーター配置支援事業、端末整備業務委託などありますけれども、設計の結果、843 万円の減額であります。

下から 4 段目、3 項中学校費の中学校設備等整備事業費は、小学校費と同じ内容でありますけれども、設計の結果、13 万円が減額。その下、中学校施設等整備事業費は、907 万円の減であります。その下、中学校大規模改造事業費は、六日町中学校トイレ改修工事、六日町中学校特別教室エアコン改修工事であります。既収入特定財源 500 万円は指定寄附金でございます。

最後の段から次の 5 ページにかけて、10 款 4 項特別支援学校費でありますけれども、小学校費、中学校費と同じ内容となります。1 段目、特別支援学校設備等整備事業費は、G I G A スクール関連でありまして、設計の結果、44 万円の減。2 つ下、特別支援学校非構造部材耐震事業費は、体育館天井改修工事でありますけれども、年度内の事業の進捗によりまして、240 万円の減であります。

以上が変更等のありました繰越事業の概要でありますけれども、高速インターネット運営事業費 1,793 万円——1 回、繰越明許にあげたわけですけれども、年度内に完了しております、結果、5 ページの最下段にありますとおり、令和 3 年度への繰越明許は全部で 29 件、

16億4,815万5,000円となりました。

以上で、第9号報告 繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 これは私の読解力が悪いのか、ちょっと書き方の問題かもしれないのですが、例えば8ページ、9ページに、小学校設備等整備事業費の中にG I G Aスクールサポーター配置支援事業が繰越明許になっているという表示に、一応、表面上なっているのですが、サポーター配置支援事業が繰越明許になるというイメージがどうしても私にはつかめないのですが、もしかしてここは実施したのだけれども、下のほうが繰越しになったのかというような気もするのですが、その辺ちょっと、サポーター配置支援事業の繰越しというイメージというか、中身をちょっと説明していただきたい。

○議 長 教育部長。

○教育部長 ご質問のサポーター配置支援事業でございますけれども、国の補助事業でございますので、令和2年度に計上しておりますが、実際の端末及びLAN配線の工事につきましては、今やっておるところでございます。これからサポーター配置支援事業につきましても取り組むというような状況になっておりますので、繰越しでございます。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 もしかしたらちょっと私の粗相かもしれませんが、お伺いします。8ページのところでございますけれども、上から3段目、銭淵公園整備事業費です。私の記憶だと駐車場の整備だったような気がするのですが、何かトイレ棟新築工事や井戸掘削工事になっているのですが、これは駐車場に付随してやるのでしょうか、それともこちらを今度は新しくメインで進めようというのですか、そのところをちょっと教えていただければと思います。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 駐車場の整備につきましては、伝世館がございますけれども、その具体的な利用方法が決まった後に整備しようということで、手戻りを防ぐためにそうさせていただきたいと思っております。このたびはトイレの新築工事、井戸消雪工事等が繰越しとなります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第9号報告 繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市一般会計)を終わります。

○議 長 日程第14、第10号報告 予算繰越報告について(南魚沼市水道事業会計)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長　では、第 10 号報告 予算繰越報告について、ご説明申し上げます。令和 2 年度水道事業会計予算に定めた建設改良に要する経費のうち、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により予算の繰越しを行いましたので、同条第 3 項の規定によりご報告するものです。

○議　長　部長、ちょっとマイクを、向けてください。

○上下水道部長　すみません。続いて、3 ページの予算繰越計算書をご覧ください。

令和 2 年度水道事業会計予算に定めた建設改良費のうち、支払い義務の生じなかった新設改良費——中段の欄になりますけれども、1 億 3,900 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳及び繰越理由等は、記載のとおりであります。

4 ページの資料をご覧ください。繰越しとなる新設改良費の工事概要ですが、中之島及び石打地区での削井工事、並びに上田地区での非常用水源井戸の場内配管工事であり、畔地浄水場の非常時代替水源となる井戸の早期運用開始を行うものであります。

ほか 1 件は、五十沢地区の清水瀬橋水管橋の老朽管更新工事であり、安定給水と赤水解消を図るものであります。

説明は、以上です。

○議　長　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　長　以上で、第 10 号報告 予算繰越報告について（南魚沼市水道事業会計）を終わります。

○議　長　日程第 15、第 11 号報告 予算繰越報告について（南魚沼市下水道事業会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長　第 11 号報告 予算繰越報告についてご説明申し上げます。

令和 2 年度下水道事業会計予算に定めた建設改良に要する経費のうち、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により予算の繰越しを行いましたので、同条第 3 項の規定によりご報告するものです。

3 ページの予算繰越計算書をご覧ください。令和 2 年度下水道事業会計予算に定めた建設改良費のうち、支払い義務の生じなかった管渠建設改良費——中ほどの欄になります、2 億 2,725 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳及び繰越理由等は、記載のとおりであります。

4 ページの資料をご覧ください。繰越しとなる管渠建設改良費の工事概要ですが、最初の社会資本整備総合交付金事業の汚水幹線管渠等布設工事は、中之島及び城内地区での、農業

集落排水を流域下水道に接続し、建設投資の合理化となる広域化を進めるものであります。ほか2件は、六日町市街地での寺裏雨水幹線布設工事や、城内地区でのマンホール蓋更新工事であります。

次の単独事業の公共汚水柵設置工事は、年度末の排水設備申請に伴う接続工事になります。説明は、以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第11号報告 予算繰越報告について（南魚沼市下水道事業会計）を終わります。

○議 長 日程第16、第12号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第12号報告 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に対しては、昨年度は国民健康保険税の減免制度が設けられましたが、このたび、国から令和3年度分についても市町村の判断で減免を行うことができる旨の通知がありましたので、国の示す基準に基づき、昨年度に引き続き、国民健康保険税の減免等を行うことといたしました。

なお、減免の対象者、基準は前年と同じであります。減免分に対する国の財政支援は昨年よりも縮小され、減免額に対し昨年は100%補填でしたが、令和3年度は20%補填となります。

以上に伴い必要となる、国民健康保険税条例の一部改正につきまして、この後、当年度の納付書発行事務に移っていきますが、今年度の納付書発送までに周知、広報を進める必要があったことから、4月30日付での専決処分とさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

それでは、新旧対照表のほうでご説明申し上げます。4ページの附則第21項につきまして、減免の対象を現行の、令和3年3月31日までの間に納期限が定められている、としていたものを、令和4年3月31日までの間に、という形に改正するものです。

3ページに戻っていただきまして、改正条例の附則であります。この条例は、公布の日から施行し、減免対象期間である令和3年4月1日から適用する、とするものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ちょっと気がかりのところがあるので確認したいのですけれども、1年、減免が延びたということで、市町村はやってもいいということらしいのですけれども、説明の中で前年度は国が100%補填ということだったのですが、今年度20%補填になるということで、自治体のほうは負担が多くなるということです。減免の対象基準というか、減免基準というか、そこら辺は住民には支障がない、市町村の自治体の負担が増えるだけというような考え方でいいのか。それともやはり住民の方にも負担が及んでいくのか。そこだけちょっとお願いしたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 国のほうからの補填で欠ける部分といたしますか、その部分は市の負担というよりも、国保会計の中での全体でのみ込みという形になりますので、影響が出るほどではないとは思いますが、全体としてみれば、国民健康保険税を納めている方全体で広く負担ということになるかと思えます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第12号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第12号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第17、第13号報告 専決処分した事件の承認について（自動車損害賠償の和解について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第13号報告 専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

令和3年2月20日に発生した自動車損害事故について、損害賠償額を定め、相手方と和解することに関する案件であります。早期の解決を図るため、4月7日付で専決処分といたしました。地方自治法第179条第3項の規定によりまして、議会の承認をお願いするものであります。

3 ページ、専決処分書をご覧ください。1 番目、事故の概要であります。2 月 20 日午後 7 時 00 分、その他市道ハツカ石 6 号線におきまして、相手方自動車が左折する際、横断側溝のグレーチング蓋が跳ね上がりまして、自動車のバンパー、あるいはマフラーなど、車体下部に損傷を与えたというものであります。

2、相手方は、埼玉県在住の男性であります。

3、損害の額は、60 万 549 円。ご本人を含め 5 人の方が乗車されていたということです。車が動かなくなったということです、それらの方の電車賃等も中に含まれております。

4、事故の責任割合は、市が 100%。

5、和解の要旨は、市が損害賠償金の全額を支払い、今後、一切の債権債務関係がないことを確認するという内容であります。

今後、このような事故が発生しないよう、適切な道路管理を行ってまいります。

以上で、第 13 号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今の説明は分かりましたけれども、何でグレーチングが跳ねたのか。市の過失——ボルトとかで留めたのか、留めていなかったのかもありますし、スピードが出ていれば、やはり跳ね上がるかなというのは普通考えられることですが。うちが、市のほうが 100%悪いということになっていますので、その後、ではどのような処置をしたのかが分かれば教えていただきたいと思えます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 今回は枠——アングルと蓋の隙間に土砂や小石が挟まっていたということで、車が左折の際に——市道から市道ですけれども、大変、左折側の市道に勾配がありまして、何らかのそこ——アングルと土砂の小石の状況によって跳ね上がったということになります。復旧状況ですけれども、たまたまそのグレーチングが 50 センチメートルのグレーチングで、全然留めていないグレーチングでありました。それを 2 メートルずつで留めまして、車が乗っても跳ね上がらない対策を取っております。

以上になります。

○議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 多分、地元の方もそこは通る道かと思えますけれども、やはり考えられるのは、スピードがかなりあって乗ったのかなというのが、普通、想定で考えられるのですけれども、そういったようなあれはなく、市が 100%悪かったということでしょうか。

それとあと、諸般の報告で専決第 26 号とか専決第 27 号が出ています。牧野議員もよく言われていますけれども、屋根雪が市のところで落ちて、全部専決で、市の過失が多いということでもありますけれども、やはりそういうところは本当に注意していかなければ駄目だと思います。今言ったようなところも、実際、本当にスピード的なものがあったかなかったかとか、グレーチングもそうやって今度跳ね上がれば、全部、今度ボルトとナットで締めなけれ

ばいけなくなってきましたけれども、その辺の検証もしっかりやるべきではないかと思いますが、その点の見解を教えてください。

○議 長 建設部長。

○建設部長 スピードについては、今回の箇所はそれほど出ていなかったと思われます。曲がるほうの道がそれほど広くないということで、恐らくそれほどスピードは出ていなかった。また、夜間7時で暗かったということでございます。

今後につきましては、パトロール等、なかなか市道全域、全部回るのは難しいですけれども、強化するような形で今後考えております。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 塩谷議員の質問とちょっとかぶる点もあるのですが、ご容赦いただきたいと思います。グレーチングが跳ね上がったとなると結構、私からすると、なかなかそういうことがあり得るのかという印象を受けるのです。先ほど塩谷議員もおっしゃいましたけれども、だとしたら今度、そういうアングルを留めていない場所が何か所市内にはあって、それもやっていくという話をしないと、今後、逆に市内の人たちが危なくて通れないという話になっていくと思うのです。そういう水平展開はもう既にしていらっしゃるのかというのと。

全部がというわけではないですけれども、こういう特殊な事例だからといって見過ごせるわけではないので、そこら辺の、今後どう展開するかをもうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 なかなかやはり、全部のグレーチングが留まっているわけではございませんので、全部対策を講じるというのはなかなか難しい部分ではあります。よって、地元からの——早めの不具合があるような状況であれば、早めに私どものほうにも連絡をいただけるような体制を取っていますし、また、うちのほうのパトロールも今後は強化していくと、そのような対策しかないかと思っております。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 それも当然やっていかなければいけないと思いますが、例えば今回こういうことがあったから、次から市内の市道の工事を発注する際には、その部分をアングルを必ず留めさせるとか、もしくはもうちょっと重たいもので跳ね上がらないようにするとか、そういった対策は考えていらっしゃるでしょうか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 道路改良等で今後、新規でするところには、横断側溝は、当然グレーチングは留めるタイプを使用しております。ですので、新規につきましてはそういう形で進めております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第13号報告 専決処分した事件の承認について（自動車損害賠償の和解について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第13号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第18、第41号議案 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第41号議案 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を申し上げます。

主な内容としては、歳出では、総務費において、返礼品定期便分に係る、ふるさと納税返礼等業務委託料3億4,670万円を増額したほか、市議会議員選挙費に、選挙運動経費公費負担金1,348万円を追加計上しました。これは、若い世代だけではないのですけれども、若い世代の皆さんを中心に、できましたら立候補を促進するとともに、選挙の公正を確保するため、選挙用ポスターに加えまして、選挙運動用の自動車及びビラも公費負担の対象とするものであります。これに関係する条例の一部改正を今定例会に提案もしております。

民生費では、新型コロナウイルス感染症に係る国の対策に基づき、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他分）に係る費用を計上したほか、農業費では、畔地地内の赤坂排水路の改修費用として700万円を計上しました。これにより豪雨災害の軽減を図り、当該地域における長年の懸案事項の解消を進めるものであります。

商工費では、有限会社松井経営研究所様——松井利夫さんのところであります——から、さらに5億円という高額なご寄附を頂いたことから、これを人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金に全額積み立てました。多くの知見や情熱を集めて、後世に語り継がれるような事業を展開してまいりたいと考えています。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業につきまして、見込みを超える予算配分があったということから、道路橋りょう費において、内示に合わせました増額と事業内容の調整や追加を行いました。また、みんな住マイル改修補助事業の申請が非常に好調であるということから、市内経済への波及効果も鑑み、追加募集を行うために個人住宅リフォーム事業費に2,000万円を追加いたしました。今冬の大変大きないろいろな被害ということも当然、念頭に

置いてであります。

教育費では、国の3次補正の内示により、令和2年度に前倒しで計上した、六日町中学校トイレ改修工事関連経費の全額を減額しています。

このほか、今冬の異常降雪により被害が発生した施設等の改修に必要な費用として、上町保育園の屋根融雪設備の修繕に469万円、道の駅の農産物・特産品直売所の屋根修繕に550万円、大原運動公園野球場の観覧席ベンチの取替えに要する費用1,590万円などを計上しています。

歳入では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る国庫補助金、社会資本整備総合交付金の内示に基づく道路橋りょう費国庫補助金を計上したほか、ふるさと納税推進事業の返礼品定期便対応分として、財政調整基金から3億4,670万円を繰り入れました。

これらの調整によりまして、歳入額が歳出額を上回りましたので、当初予算で財源調整として計上していました財政調整基金繰入金のうち、2,000万円を戻入れいたしました。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ10億37万4,000円を追加し、総額を320億2,829万7,000円としたいものです。

詳細につきましては、総務部長より説明させていただきますので、よろしくご審議をいただきまして、ご決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第41号議案 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書でご説明を申し上げます。

10ページ、11ページ、2の歳入からであります。最初の表、12款1項分担金、1段目の1目農林水産業費分担金であります。説明欄の林道整備事業分担金は、四十日小貫線、永松線などで、事業の精査による減であります。

2段目、2目土木費分担金、1節の説明欄、1行目、道路整備事業分担金は、二日町川窪線、北沖線ほかでありますけれども、事業費及び負担割合の変更に伴います減であります。

2行目、融雪施設補修費分担金は、実施予定箇所追加に伴います増。

2番目の表、14款2項国庫補助金、1段目の2目民生費国庫補助金、説明欄の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、生活保護業務デジタル化によります効率化手法開発・検証事業に係る補助金でありまして、70万円の増であります。

その下、2節、説明欄1行目の児童扶養手当システム改修事業補助金は、税法改正に伴いますシステム改修の補助金であります。2行目、3行目は、子育て世帯生活支援特別給付金(その他分)に係る国庫補助金でありまして、2行目の事業費補助金4,655万円は、支給対象児童数の見込数——931人であります——掛けることの5万円という金額。その下、事務費補助金は、国から自治体の規模別に示されました額670万円の計上であります。いずれも10分の10の補助であります。

2 段目、5 目土木費国庫補助金、1 節の道路橋りょう費国庫補助金は、説明欄記載の事業におきまして、国からの内示により、合わせて1億 1,584 万円の増であります。1 行目の社会資本整備総合交付金（10 分の5から10 分の6）でありますけれども、舗装修繕、消パイリフレッシュ、消融雪施設新設などあります。2 行目の社会資本整備総合交付金（3 分の2）は、機械除雪費に係る国庫補助でありまして、大きく増額となったものであります。

3 段目、7 目教育費国庫補助金の説明欄、学校施設環境改善交付金（大規模改造）は、六日町中学校トイレ改修工事関連分でありまして、国の3 次補正の内示によりまして令和2 年度に前倒しで計上したことによりまして、減額になりました。

3 番目の表、15 款2 項県補助金であります。1 段目、4 目農林水産業費県補助金であります。1 節の青年就農支援事業補助金は、2 名の新規事業採択見込みによるものでありまして、当初予算額との差額 183 万円の増であります。2 節県単林道事業補助金は、改良事業に対する交付金でありまして、135 万円の増。

2 段目、6 目土木費県補助金、2 節の克雪すまいづくり支援事業県補助金は、屋根雪下ろし時における高齢者等の転落事故の防止に有効な安全対策設備の普及促進の取組に対する補助金であります。

3 段目、7 目教育費県補助金、5 節スクール・サポート・スタッフ市町村支援事業補助金は、補助対象となった学校事務補助員 3 人に対するものであります。

12、13 ページをお開きください。最初の表、15 款3 項5 目教育費委託金であります。2 節の説明欄、人権教育研究推進事業県委託金は、文部科学省から新潟県が受託しました人権教育研究推進事業——これは人権教育研究指定校事業でありますけれども、北辰小学校が研究指定校として実施するということの事業委託金であります。

2 番目の表、17 款寄附金であります。1 段目、1 目一般寄附金は、説明欄記載の方からの3 件の寄附で、15 万円の計上。

2 段目、2 目指定寄附金、1 行目は、提案理由で申し上げました、有限会社松井経営研究所様——松井利夫様からご寄附であります。5 億円の計上。その下は、同じく指定寄附金で、南魚沼のおいしい湧き水売上寄附金であります。株式会社プリンスホテル様から、南魚沼のおいしい湧き水の売上げ1 本につき1 円——これは令和2 年度下半期分としてご寄附いただいたものであります。累計寄附額は、1,322 万8,470 円という金額になっております。

3 番目の表、18 款2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金であります。説明欄1 行目は、歳入歳出差額から2,000 万円を減額しまして、財源充当分を繰戻しをするというものであります。2 行目、財政調整基金繰入金（返礼品定期便分）は、令和2 年度のふるさと納税返礼品の定期便分でありまして、令和3 年度に執行する経費として、3 億4,670 万円の繰入れであります。

一番下の表、20 款4 項5 目広域行政受託事業収入、1 節の説明欄、し尿等受入施設建設受託事業収入（魚沼市分）は、し尿等受入施設建設に伴います地元対策費の欠之下村中線の事業費の増額に伴います魚沼市の負担分であります。

14、15 ページであります。最初の表、20 款 5 項 2 目雑入、総務雑入であります。説明欄、長寿社会づくりソフト事業費交付金は、上田小学校・うえだ保育園統合記念「上田ふれあい祭り」が採択されたことに伴います、100 万円の計上であります。いわゆるトンネル補助金であります。

2 番目の表、21 款 1 項市債、1 段目、3 目農林水産業債、説明欄の自然災害防止事業債は、畔地地内の赤坂排水路改修工事に対するもので、充当率 100%で 700 万円の計上。

2 段目、5 目土木債、説明欄の地方道路交付金事業債は、社会資本整備総合交付金の内示に伴います補正であります。

その下、7 目教育債、学校教育施設等整備事業債は、六日町中学校トイレ改修工事関連であります、前年度に前倒し計上したことによります減であります。

以上が、歳入の補正内容であります。

16、17 ページ、3 の歳出であります。最初の表、2 款 1 項総務管理費、7 目企画費であります。説明欄丸、地域コミュニティ活性化事業費、地域イベント助成事業交付金は、一般財団法人地域活性化センターの地域イベント助成事業に採択されました、先ほど申し上げましたけれども、上田ふれあい祭りの経費であります。

次の丸、ふるさと納税推進事業費、ふるさと納税返礼等業務委託料は、令和 2 年度のふるさと納税返礼品定期便分に係ります、令和 3 年度執行分の委託料の確定であります。

2 番目の表、2 款 4 項選挙費、3 目市議会議員選挙費、説明欄丸の市議会議員選挙費は、長年の懸案でありました選挙運動経費の公費負担の拡大を図ることといたしまして、選挙運動用自動車と、選挙運動用ビラに係る公費負担 1,348 万円を計上いたしました。単価等につきましては、第 45 号議案の条例改正の中でご説明申し上げますけれども、今回、市議会議員選挙候補者 28 人分で計上しているところであります。

3 番目の表、3 款 1 項社会福祉費、3 目老人福祉費であります。説明欄丸、介護保険対策費（特別会計繰出金）は、介護報酬改定等に伴いますシステム改修費であります。

一番下の表、3 款 2 項児童福祉費、1 段目、1 目子育て支援費（児童福祉総務費）であります。説明欄丸、子ども家庭総合支援拠点事業費、過年度国県補助金等返還金は、こども家庭サポートセンターの精算によります過年度返還金であります。

2 段目、2 目児童措置費、説明欄、最初の丸、児童扶養手当支給事業費は、税法改正に伴いますシステム改修業務委託料の増であります。

次の丸、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、1 行目から次の 18、19 ページにわたっております。4 行目までが、給付に要する事務経費の内訳。国から示された額を計上しております。最後の行、子育て世帯生活支援特別給付金（その他分）は、支給対象児童数の見込みから算出した額の計上であります。

2 段目、3 目児童福祉施設費、説明欄丸、保育園等施設整備事業費は、上町保育園の屋根融雪に使用しておりますボイラーの修繕に係る経費であります。今冬の大雪によりまして破損したものであります。

2番目の表、3款3項1目生活保護総務費、説明欄丸、生活保護一般経費では、歳入で申し上げましたとおり、生活保護業務デジタル化によります効率化手法開発・検証事業に係る経費でありますけれども、3行目、電算システム導入業務委託料は、令和2年度——これは9月補正でありましたけれども、試験的に導入しましたケースワーカー3人に対して2台の生活保護訪問支援システム——いわゆる訪問用タブレット端末です——を導入しました。その結果、業務量の削減効果が非常に高かったことから、1台追加いたしまして、ケースワーカー全員にこれを配備したいというものであります。

一番下の表、6款1項農業費、1段目、3目農業振興費であります。説明欄丸、農業振興対策補助事業費は、3行目の青年就農支援事業の採択見込みによる関連経費でありまして、当初3人で計上していたところ、2人追加となる見込みであることで、増額の計上となりました。

なお、1行目、2行目の経費は、制度改正によりまして、令和3年度新規採択者に対する指導的農業者のサポート作業——面談への参加・指導等でありますけれども、これらが必須になりました。必ずやるということになりましたので、当該農業者に対する報償費、旅費の計上を含めております。

2段目、5目農地費、説明欄丸、土地改良事業費、排水路改修工事費は、提案理由で申し上げますとおり、畔地地内の赤坂排水路改修に係る経費でありまして、全長200メートルのうち、今回70メートルの工事費であります。

20、21ページ、最初の表、6款2項3目林道事業費、説明欄丸、安全・快適な林道再生事業費は、落石によりまして通行が不能となっております林道永松線——これは天竺の里へ行く道ですけれども——の修繕工事でありまして、300万円の増であります。

2番目の表、7款1項商工費、1段目、2目商工業振興費であります。説明欄丸、商工業振興一般経費は、有限会社松井経営研究所様からご寄附いただいた5億円を基金に積み立てるものであります。

2段目、3目観光振興費、説明欄丸、道の駅南魚沼管理運営費は、施設修繕工事費でありまして、今冬の豪雪によりまして被害が生じました、農産物・特産品直売所の屋根の消雪設備の修繕工事費であります。

3番目の表、8款2項道路橋りょう費、1段目、2目道路橋りょう維持管理費であります。説明欄丸、道路橋りょう維持補修事業費は、社会資本整備総合交付金の内示に伴います事業費の調整でありまして、1行目、測量・調査設計委託料は、門前大桑原線の橋梁修繕に係る測量・調査設計委託料。2行目、舗装工事費は、新堀新田工業団地線の舗装改良工事費であります。

2段目、3目道路橋りょう除雪事業費は、社会資本整備総合交付金の内示に伴う事業費の調整でありまして、説明欄最初の丸、消融雪施設維持管理事業費は、消パイリフレッシュ事業で、既存の井戸の更新4基の工事費であります。

次の丸、消融雪施設新設改良事業費は、送水管及びメーンパイプの新設でありまして、二

日町川窪線、北沖線ほかであります。

3 段目、4 目道路橋りょう新設改良費、説明欄丸、道路新設改良事業費は、二日町川窪線の側溝改良費——これは原信さんが出店する関係路線であります。それと、欠之下村中線——これはし尿等受入施設関連工事であります。ここの農業用パイプラインの移設費であります。

一番下の表、8 款 5 項 2 目住環境整備事業費、めくっていただいて 22、23 ページにかかっておりますけれども、最初の表であります。説明欄最初の丸、克雪住宅推進事業費は、屋根雪除雪安全対策支援事業補助金であります。屋根雪下ろし時における高齢者等の転落事故防止に有効な安全対策設備の普及促進の取組に対する補助金 200 万円の皆増であります。

次の丸、個人住宅リフォーム事業費、「みんな住マイル」改修補助金は、事業の申請状況が非常に好調であるということで、あっという間に満杯になったということで、市内経済への波及効果を鑑みまして、追加募集を行うこととしたものであります。

2 番目の表、10 款 1 項 1 目教育委員会費、説明欄丸、人権教育研究推進事業費は、歳入でもご説明申し上げましたとおり、文部科学省から新潟県が受託しました人権教育研究推進事業を北辰小学校が指定校として実施するための必要な経費、27 万円の計上であります。

3 番目の表、10 款 2 項 2 目小学校教育運営費、説明欄丸、小学校管理一般経費は、歳入で説明したとおり、補助対象となった学校事務補助員 3 人分に対する報償費等であります。

一番下の表、10 款 3 項 3 目中学校整備費、説明欄丸の中学校大規模改造事業費は、六日町中学校トイレ改修工事関連分でありまして、前倒し計上によりまして減であります。

24、25 ページであります。2 番目の表、10 款 6 項 4 目文化行政費、説明欄最初の丸、文化財等保護費、国県指定文化財管理委託料は、飯綱山古墳群につきまして、今冬の豪雪によりまして折れた立木の伐採の費用であります。

次の丸、坂戸城跡整備事業費、登山道整備工事費も今冬の豪雪による被害でありまして、薬師尾根登山道の谷側に亀裂が入った法面がありまして、その補修工事を行うもの。なお、史跡内のため工法等については、国、県との協議が必要になるものであります。

3 番目の表、10 款 7 項保健体育費、1 段目、2 目体育施設費であります。説明欄丸、体育施設整備事業費は、1 行目、実施設計業務委託料は、石打トレーニングセンター屋根改修工事設計委託料であります。それから 2 行目、施設修繕工事費は、今冬の豪雪の影響で被害が生じました、大原運動公園野球場の観覧席ベンチの取替えに要する費用であります。

2 段目、3 目学校給食費、説明欄丸、給食センター方式事業費であります。遠距離輸送費であります。これは大和学校給食センターと六日町学校給食センターの給食用パンの契約者の変更であります。これは今まで魚沼市の業者でありましたが、これが辞めまして今度は長岡市になるということで、これに伴いまして発生する輸送費であります。

一番下の表、14 款 1 項 1 目予備費は、歳入歳出差額の調整を行うものでありまして、55 万円の増額であります。

なお、新年度、4 月 1 日以降の予備費充用額につきましては、5 月 19 日までで、1 件 415

万円であります。主な内容は、大雪により有機センターの鉄骨が歪曲しまして、緊急的に修繕が必要となったためということであります。

以上が、歳出の補正内容であります。戻っていただきまして、6ページであります。

第2表、地方債補正であります。歳入の説明で申し上げましたように、3つの起債について、対象事業の追加、あるいは事業費の増減等の調整がございました。表の最下段の合計をご覧いただきたいのですが、補正後の限度額180万円を増額いたしまして、19億7,670万円としたいものであります。

以上で、第41号議案の詳細説明を終わります。

○議 長 質疑の途中ですが、ここで休憩といたします。再開を4時ちょうどといたします。

[午後3時43分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後3時58分]

○議 長 第41号議案の質疑を行います。

11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2点お願いいたします。まず、20、21ページ、人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金積立金の件でございます。市長の所信表明にもありました、後世に語り継がれるような充実した事業を展開したいということでもあります。やはりせっかく頂いた寄附、議会としても非常に感謝申し上げるところであります。その気持ちに沿った中でスピード感とかも必要になってくるかと思っております。ちょっと外れるかも分かりませんが、今後の対応というか、職員に対しての状況とかも考えているのか。また、年内、早急に方向づけをしていくのか、その点について伺いたいと思っております。

続きまして、最後の24、25ページですか。体育施設整備事業費、大原運動公園野球場のベンチの取替えであります。今回、非常に集中降雪等もあったと思っておりますが、雪国としてはさほど、ごくの大雪になったとは感じておりません。野球場ができてまだ数年という中でこの原因というか、実際に今後どういう形で調べていくのか。また、今回、駄目にならなかった部分についても、また損傷する恐れもあるのかなという思いがありますので、この2点を伺いたいと思っております。

○議 長 教育部長。

○教育部長 2点目のご質問の大原運動公園のベンチの件でございます。大雪で損傷したということが一番の原因かと思っておりますが、平成26年からこの施設を営業しておりますので、そういった経年劣化も多少はあるかと思っております。そこに来て、この大雪によって損傷したものということで考えております。ここに損傷した部品がありますけれども、このような形で割れております。こういったものが――いわゆる端がささくれ立っているような、そういった割れ方をしておりますので、これを取り替えたいという形で考えております。現状につきましては、98基のベンチがあるのですけれども、そのうちの11基を取り替えたい

という形で考えておりますし、壊れているところは全て同じです。一番隅っこの角のところが壊れているという状況なので、一番そこに積雪荷重がかかっているかと思っています。

これからの対策ということでございますが、既に現在のベンチにつきましては廃番になっておりますので、新しいベンチに取り替える形になります。新しいベンチの耐久性などを十分メーカーに聞きながら、対応してまいりたいと考えております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目の質問にお答えをいたします。今まで私どものほうで、総務部それから産業振興部で、実際、取り組んで計画していたのは3億円についての寄附ということで、そちらにどう対応するかというところで、人材育成ですとか創発拠点の整備ですとか、それからブランド化とか、いろいろなものを取り組むという3年間の計画でした。

ただ、今回、5億円を新たに頂いたということになりますので、やはり松井さんのご意思のほうにお応えするためには、軽々に使うというわけにもちょっといかないところがございます。ここについては議員おっしゃるように、今後の体制もそうですし、やはり生のまま5億円を消してしまうこともできませんので、十分に議論して、検討して、今後そこに向かってまた進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1点目は分かりました。

2点目の大原の件であります。そうしますと廃番になったということではあります。今後はもう、別の品物と順次交換していくという考え方でよろしいでしょうか。

あと、ほかの部分につきましても、やはり今後の雪等で損傷する恐れも十分出てくると思っていますので、安全対策等を今後——例えば、もしお客さんが座っていて事故があっても困ると思いますので、その辺、最後ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 議員のおっしゃるとおりで、安全対策が最も重要だと思っております。現在も損傷があるところにつきましてはガムテープなどで——これはもう本当に拙い応急措置でございますけれども——してありますし、本当に座っていただきたいところには、バツ印をしているというような状況で対応しております。

また、今後、別の物に取り替えていくのかということでございますが、そのとおりでございまして、損傷を見つけて、一定程度の交換がこれから順次必要になってくるのではないかと考えております。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 13ページです。一般寄附金。このご時世の中、寄附していただいてありがとうございますし、まして寄附も、プリンスホテルさんもこのコロナ禍で大変な中でありますけれども、本当に水を売ったお金を寄附してくださるということはあるがたいと思います。

質問ですけれども、今、清塚さんも言いました、5億円をまた松井さんから頂いたという

ことで、本人の意思があっても、もし市長が気に入らなければ、これだけの額を寄附しないと思うのです。しっかり、トップセールスしているなと思っています。

今ほどもありましたけれども、例えば1年間に2,000万円使っても40年かかるわけですが、なかなかコロナ禍で研修に行く事業ができていないと思っています。去年は15の事業主から応募があったわけで選定したわけですが、本当にこの額をどうやって使っていくかというのは、非常にこのビジョンが大事かと思っています。

今ほども部長がお答えしましたが、そういうことをやはり何かしら意思疎通——今言った2,000万円でも40年なわけなので、どういうふうに、使っていくようなビジョンがあるか、もし松井さんと市長が話しているようなことがあれば、お聞かせいただきたいと思っています。

続きまして23ページです。「みんな住マイル」改修補助金であります。今回、補正ですが、大変好評な事業でありまして、やはり4月で全てなくなったような事業であります。当初予算にもっといっぱい——多分、これは国の補助があって始めた事業ですが、もう今、当市だけで毎年やっているような事業で、もう当初予算にどんと載せて、やはり早い時期にやったほうが業者の方もいいかと思えますし、市民の方もやはり考えることがあるかと思えますので、その点はいかがでしょう。

市長、子育て世帯に補助率をちょっと上げたわけですが、実際その割合とかが分かれば、子育て世帯もかなりこの事業を使っているよというのが分かれば教えていただきたいと思っています。担当部のほうで4月にこの事業を開始されたときに、かなりの業者が来るということを伺ってまして、その辺、ほかの業務は大丈夫なのか。流すことに整理券を配ったほうがいいとか、それぐらい好評だと聞いていますので、その辺の執行部のほうの中身はいかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 では、全部答えたいところもありますが、1点目の部分だけ。松井さんの件だけですが、お話のとおり、分かりませんが、最初は1億円ということだったところから始まっていました。3億円のときもびっくりしたのですが、今回の5億円についても本当にびっくりしました。内容については任せると。今まで話しているようなこと——いろいろな話をするわけですが、思い切ってそういうことをやってみろというようなことを言ってくさっていますが。ただ、今回の5億円については、ちょっと驚きも含めて、ちょっと言葉は悪いのですが、ビビる感もあって。早急にお会いしていろいろな話をしてみようと思って、実はすぐ訪ねようと思いました。コロナ禍でありますけれども行ってこようと思っていましたが、神奈川県でも——相模原市ですが、まん延防止等重点措置の、これがまたタイムリーにそういうふうになってしまって、お互いにちょっとそれを避けようということでもあります。

今後、いずれにしてもまたいろいろな思いをお聞き取りもしながら、きちんとやっていきたいと考えております。大変ありがたい事業で、松井さんについては、これを原資に国や様々

なところをもし誘導してきちんとやっていけば、市長、倍の額でいろいろなことが展開できるのではないかというようなことも含めてお話もいただいているということでもありますので、真摯にやっていきたいと考えています。

以上です。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 「みんな住マイル」改修補助金でございます。当初予算ですけれども4,000万円ということで、1,000万円につきましては商工観光課の事業所のリフォームといたしますか、そちらのほうに回ってしまいましたということはないですけれども、ことでございます。

子育て世帯につきまして、この4月の申請によりますと22.25%が子育て世帯の申請でございました。また、いまだかつてない好評を得ておりまして、1日目に172件という膨大な件数がございまして、廊下に椅子を出して並べるような事態でございました。これもいまだかつてなかったのですけれども、大雪による被害ばかりではなく、全体的に申請が早くなったということで、担当のほうでも驚いている次第でございます。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1番目の話ですけれども、市長の話も分かりました。ぜひ、話を進めていただきたいと思えますし、可能であれば事業者だけに限らず、未来を担う子供たちにもいろいろなところを、研修とか——本人の話もコロナ禍が終われば、ぜひこっちで講演をしていただきたいとも思っています。いろいろなことをまたつないでいただければと思っておりますが、何かありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

当初予算で、今ほどの話をもっと盛れないかという話です。当初予算の分配がどうこうではなくて、当初予算にもっと盛って、余ればまた戻せばいいわけですけれども、そうしたほうが市民の方も大体使いやすいし、業者の方も使いやすいかと思っておりますので、どうかという話です。

あと、172件ですか、1日に来たということで、業務上は大丈夫だったのかということと、やはり密ということが今あれなので、どういうふうにする分けを——1日何件までにしておきましょうとか、その辺のことをうまくさばけているのか、そこまで来ても大丈夫だよという体制なのか。その辺を教えていただければと思えます。

○議 長 市長。

○市長 今ほどのものに特に、あまりはないのですけれども、この6月3日に本当は松井さんによる人材育成というか、起業とか様々なことのこれからいろいろ講演会をやっとうと、続けていくぞということになっていたのですけれども、このキックオフというか最初の会は、松井さんしか考えられないという思いで、実はおいでいただくことになっていましたが、新型コロナウイルスの——ちょうどその頃に、一番どうしようかと思っていたときに市内の感染状況が非常にどんどん広がってしまっていて、今回はちょっと涙をのんで、前に送ろうということになりました。ある程度一定の落ち着きが見えたら、必ず実現していき

たいと考えておりますのでよろしく申し上げます。皆さんとの交流もしていただきたいと思
います。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 昨年度につきましては、申請から締切りまでかなりの日数を要したわけ
ですけれども、今年につきましては、先ほど申し上げましたように想定外の混み方だったの
ですが、それも1日目だけでございまして、2日目以降は40件程度にとどまってございまし
て、1日目も混みましたが、処理しきれないほどではなかったもので何とかやっていけ
るものだと考えております。

また、当初予算につきましても、これも昨年ではちょっと考えられなかった事態でござい
ましたので、今年の混み状況を踏まえて予算要求をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4点ほどお伺いいたします。

まず、17ページの子ども家庭総合支援拠点事業費の過年度国県補助金等返還金1万9,000
円であります。非常に少ない額でありますけれども、国から頂いた補助金ですね、それが幾
らあったのかということ。あわせて、4月1日からやっていますけれども、今のところ利
用率といいますか、人数とか、そういうのは好評であるのかどうか。人数分を含めて教え
ていただきたい。

それから21ページ、道の駅の屋根の消パイの配管が雪でやられて550万円で直すとい
うことですが、非常にいいことですが、御存じのように、道の駅は冬になりますと玄関に
雪を含んだ水が落ちてくる。玄関のところに入らないようにという柵をしなければならない
というのが——これは改善しなければならないだろうと思っていただけですけれども、そこ
は今回入っていないようですが、その対策はどうするのか、お伺いしたいと思います。

それから、同じページの市道改良工事費、二日町川窪線ですけれども、大手スーパーがあ
そこに進出してくるということで、国道については右折路線が、あそこの信号については国
道は右折路線があるのです。しかし、市道については非常に狭い。目の前に自動車販売会社
もありまして、道自体を広げて右折路線を造らないと、あそこもかなりたまるとはな
いのかという、そういう心配もあるのです。今回は1,500万円かけて、側溝の入替えと。蓋をすれ
ば若干道が広がると思うのだけれども、市道についてのやはり交通渋滞対策ということをし
なければならないと思うのだけれども、そこはどのように考えているかと。

それから25ページ、トレーニングセンターの屋根改修の実施設計業務委託料60万円とい
うことでありますけれども、前々からあそこについては、通学路に屋根の雪が飛び出して
くると。何とかしてくれということに対して、やっと動き出していただいたと思ってい
ますが。屋根を替えるということになると大変な工事になると思うので、私はあそこ
に飛び出してくる雪を止めるための塀といいますか、鉄で造った柵をつけて止める
のではないかと考えたのだけれども、屋根を替え……ということは、飛び出さない
ようにすれば、あそこにためて溶

かすしかないと思うのだけれども、どういう形で考えているかと。

以上、4点お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目のご質問の過年度国県補助金等返還金の関係でございますが、まず、受入済額が265万5,000円。精算しまして精算額が263万6,000円ということで、差額の1万9,000円を減額。ちなみにこの交付金が2分の1の補助であります。

2点目については、センター長から答弁してもらいます。

○議 長 こども家庭サポートセンター長。

○こども家庭サポートセンター長 4月からの利用ですけれども、妊娠届のほう受け付けておまして、4月の受付が13人となっております。昨年20人でしたので、それに比べると減っているという状況ですけれども、4月は13人となっております。5月のほうは今、集計している最中でございます。

虐待、家庭相談のほう、ちょっと件数のほうは集計——申し訳ありません、しておりませんけれども、従来どおり進めております。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2点目、道の駅の直売所についてお答えいたします。こちらにつきましては、屋根消雪パイプが上がってしまっていて、冬大雪のために管、それからああいう金具ごと押されて落ちたと。そのところに当然、屋根についても金具が干渉した関係で、かなりのところが傷ついてしまって水が漏れるという状態から、今回、修繕に至るところです。

内容としましては、修繕いたしまして保険の対象になるのですけれども、今、寺口議員がおっしゃったように玄関のところに水が落ちるのです。その問題点が非常にあって、このところ行っていたと分かるのですけれども、屋根のところに雪止めというものがあります。かなりそれが——実際、消雪パイプで水を流すのですけれども、雪をそこで止めてしまっていて、湿った雪がたまって水が落ちるところがあります。これは一部、雪止めについては今回、撤去できればしてしまって、干渉をなくそうというところを考えておりますので、玄関がすぐに改善できるかというのはちょっと分からないですけれども、今、検討してまして、できる範囲では実施しようと思っております。

以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 3点目の庄之又二日町川窪線の件でございます。開発側の用水路があるのですけれども、そこについては開発者側で用水路まで路肩を広げて安全柵を設置するということになっております。市道側の反対側ですけれども自動車屋さん側、そちらを今回補正で上げて、市道改良、側溝改良して路肩を広げるということでございます。ですので、一応、両側で若干ずつ路肩を広げて、歩道空間を確保するという計画になっております。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 4点目のトレーニングセンターの件でございますが、議員のお話ですと、柵をしたほうがいいのではないかというようなお話もございました。その点につきましても、教育委員会のほうで内部協議はさせていただいたところでございます。柵ですけれども、雪の重みですとか、あとは落下のエネルギー、こういったことを考えると、設置するにしても非常に頑丈な物すごい柵を造らなければもたないだろうということで、今現在につきましては屋根替えということで考えているところでございます。

この内容につきましては、この施設は昭和57年築でございますので、大分屋根も傷んでおります。そういったことも含めまして、屋根にカバー工法でもう一段屋根をつけ、角度なども少し急にできないか。そうすると今よりもサラサラ落ちるようにできないかということで考えております。

今回の雪の落雪につきましては、12月17日、一番多く降った日です。その時に起こっておりますので、そういったものを——大量に雪が落ちるという状況を、屋根替えによって防ぎたいと考えております。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 二日町川窪線の大手スーパーの件です。部長おっしゃるとおりに、側溝を入れて若干でも広げるにしても、もともとあそこは右折路線がないところですから、相当の方が来られるだろうというのがあって、そうすると混雑してきたときに、ではどうするかというところがあるので、やはり早めに考えたほうがいいのかとは思っています。

国道17号沿いでいいますと、例えば原信の塩沢店を見ても、相当の車が来ます、はっきり言って。あそこはちょうど目の前に衣料品店があったり、ガソリンスタンドがあったり、それぞれが入るということで、あそこも渋滞とまではいきませんが、相当の列ができるというのがもう発生しているわけです。国道17号沿いに造るということになれば、そういうことを当然考えなければならないわけで。

ですので、非常に難しいと思いますけれども、対策を練ってやらなければならないと思うので、今の対策で十分というふうに、多分、部長も考えてはいないのだろうけれども、今後のことを考えると、こういうのがいいかなという案があれば、ぜひとも聞かせていただきたいし、早急にそういうことを取り組んでいただきたいと思いますけれども、その点だけお伺いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 渋滞対策が一番になるかと思えますけれども、一応、今回その路肩を両側広げて、1.5車線分ですけれども、右折車両の車線を設けます。ただ、それが完全な右折車両という形にはならないのかなと。軽自動車とか乗用車であれば、路肩をうまくやれば2台並べるといふことにはなるかと思えますけれども、それが一概に渋滞対策につながるかという点、ちょっとそれは、今後の状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ声あり〕

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 ご指名ありがとうございます。22 ページ、23 ページ、「みんな住マイル」改修補助金のことです。先ほど少し出たのですが、補正ということですが、その前から、4月の段階からやっていて、今までの中で大体どのぐらいの割合で雪による、雪害による改修があったかだけ、ちょっとその点だけ教えていただきたいと思います。

それと24 ページ、25 ページ。これもさっき出ましたけれども、体育施設整備事業費、施設修繕工事費のほうです。新しい物に交換していくというのは分かったのですが、でも、1,500万円というのは結構な額なので、むしろ今後もしこれだけの額がかかってくとしたら、それを防ぐほうにお金を使うほうが、どちらかといえば私はいいいのかと思うのですが、極論してしまえば屋根をかけるとかそういうことで、何か抜本的な対策を考えていらっしゃるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 点目の「みんな住マイル」改修補助金の件でございます。この雪関係ですが、屋根の塗装はちょっと別として、15%弱ということになっております。昨年と比較でいいますと、昨年 460 件に対して屋根関係が 14 件で、今年は 364 件に対して 46 件ということで、かなり増えているという状況でございます。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 2 点目の体育施設整備事業費、施設修繕工事費の件でございますが、おっしゃるように、壊れていくものをどうやって防ぐかというところの視点も大事だと思っております。もともとついているベンチにつきましても、これは多雪地域仕様ということで、その重みにも耐えられる全天候型のベンチということでありましたので、そうそう壊れるものではないだろうと思っていたのですが、この状況になっております。

ここで修繕した後は、今おっしゃったように防護柵ですとか、屋根をかけるとかそういったことも、例えば部分的に試験的にもやってみながら、どういったことで防げるのかということを試してみたいと思いますし、メーカーさんにもその辺のことをよく聞いて対応したいと考えております。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 「みんな住マイル」改修補助金については分かりました。ありがとうございます。

2 目ですけれども、部長がおっしゃったとおり、やはり結局どっちがお金がかかるかというところをきちんと計算してもらって、やっていってもらったほうがいいかと思っております。何せ、うちの市もそんなに余裕があるわけではないので、例えば一時でも 6,000 万円かかるとしても、今後こういったベンチの交換が 50 年、60 年ないというふうになるのだったら、そっちのほうが多分、安上がりになると思います。そのところをよく検討した上で、今回は

多分もうベンチの交換をしなければいけないわけですが、また今年、大雪になる可能性もありますので、そういうところを計算して今後進めていただければと思います。そういうところでまた・・・に考えがおありだったら、ご返答をお願いしたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 十分検討してまいりたいと思いますし、この建物は——こういう建物は全部そうですが、建物の共済に入っています。損害保険に入っておりますので、構造物については15年ぐらいは保険金が出るかと考えておりますので、今7年目ということになれば、保険対応のほうも考えながら、その費用も合わせた中で、どういった事業が一番効果的なのかということで考えてまいりたいと思います。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1点伺います。23ページの個人住宅リフォーム事業費についてであります。若干ダブるところがありますけれども、4月12日から多分19日まで受付だったと思います。案内では30日であります。多分その中には、予算が額に達した場合はということが書いてあると。そうした中で以前——この制度ではない前の問題からしてみると、大体締切りまで受け付けて、そしてオーバーした場合は抽選もあり得るといふ、こういう項目でした。それが抽選はしないで補正したというのが、大体、今までの経緯であります。

そういったことを鑑みれば、今回、19日でストップした経緯が、私には計り知れない部分があるかと思います。要するにぴったり4,000万円なら4,000万円という形ではなかったのではないかと思いますし、私はやはり結果論でありますけれども、30日まで受付をして、そしてそれに合わせて皆さんが営業しているわけですから、30日まで申し込んで、どれだけオーバーしたかを見て、そして補正するほうがベターではなかったかと、私は今回、感じています。過去の例からしてみても、そういった形を選ぶべきではなかったかと私は思っていますが、その辺ひとつ伺いたします。

なぜならば、多分、申込者の内容を見てもらうと分かると思いますが、今までの経過からしてみますと、大体、営業力のある方々がどんと用意しております。そして今度、補正予算があるということ、締切り後にも補正をすると思いますというような意向を言っているようであります。そうすると、この議会が終わって発表されるわけでありまして、またそれなりの営業力等を持った方々は殺到するわけですから、準備して。そうすると、なかなか営業力の乏しい方々が、ああ、また間に合わなかったと、こういう結果もあるのではないかと思いますので、私は先例に倣った方法も1つの方法ではなかったかと思いますが、所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 答えにくいかなと思って答えます。岡村さん、申し訳ないですが、補正するということは決めていないわけですから。そういうことを繰り返してはいけないという前提に立って、何度も繰り返していますよね。もう、やらないぞと思っていたけれども、今年は申込みが多かったからやると、一辺倒に考えてもらいたくないのです。やはり一番

自分たちの気持ちは、もしかしてその中にお年寄りの世帯とかで——議論にもなったではないですか。今回の今冬の雪で壊れた人たちが、今、岡村さんが言っている趣旨に基づけば、出し遅れてしまって、申請し遅れて、いやはやという人もいるかもしれないではないですか。

福祉のほうで面倒見ようかと思って、そこもいろいろ考えたのですが、やはりそれはなかなか難しいということで。今回、特に福祉課のほうは今大変ですから。そういうものがあって、やはり今回、当初は考えていなかったけれども、ここで補正で再度やろうと決めたわけで、そもそものところからちょっと考え方が私とちょっとずれていると私は思うのです。ずっとそうやっていっぱい申込みをされて、やったら補正を繰り返すということはもうやめようということを前提に始めていることですから。その点を分かってもらわないと、いくら議論をしても駄目ですし、担当課が答えられません。

以上。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 反論するようで申し訳ありませんが、では4,000万円で、希望者で4,000万円が消化できるかどうか、多分、逆から考えれば分からなかったと思うのです。そうしてこういった状況だったので補正を組むと。要するに締め切ってすぐそういう言葉が出てきたと私には聞こえています。ですから、補正するかしないかというのは、する気もなかったと今、話していますけれども、実際は即その話が出ているということは、こういった問題が起きますよと、こういう話をしているだけであって、ですから——分かっていたかなければと、分かって、あるいは思いのようにするのであるならば、補正を組まないということが——要するに早い者勝ちと。

以前、なぜそういうことがあったかという、よその自治体では申込日に大体終わるといいうのが多かったのです。それをこの南魚沼市というのは受付をして、そして最初5,000万円が8,000万円になったと思うのです、第1回目は、3,000万円補正を組んだ。そして次は抽選という言葉もあったのですが、抽選はしないで補正しようではないかと、こういった歴史があった。そうした中で、今回こうやって途中で締め切っていることによって、応募ができなかった人がいると。そしてまた新たに補正を組むということになりますと、またしても同じ現象が起きやしないかということからして、その考え方を改めたらどうかと、こういう話をしているわけでありまして。分かってもらわなければ分からないという話をされれば、議論も何も、意見も言う必要はないわけでありまして。そういった形であります。

そして、もう一点、私たちが常に言っていることが、50万円以上という部分に関して、申し込みたいけれども……（何事か叫ぶ者あり）今回のいろいろな問題でもそういうことで応募したいけれども、50万円という形があったということで、そういった事業に参画できない市民がいたということも捉えていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 答弁ありましたら。なければ……。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1点伺います。25ページの給食センター方式事業費の中の遠距離輸送費であります。金額は少ないのですけれども、先ほどパンの契約業者が魚沼市から長岡市になって、遠くなったので輸送費がかかるということですのでけれども。これが補正で上がってきましたので、急だったので、今回は魚沼市から長岡市の業者にするということなのか、もう今後ずっと長岡市の業者を使う、常にずっとこういう遠くから運ぶということになるのかどうなのか、もう少し説明を伺いたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 遠距離輸送費の発生する仕組みですけれども、まず、私どもは、契約を個人個人の業者さんとしているわけではなくて、県の学校給食会と契約をさせてもらって、そこから学校給食会がそれぞれの市町村の学校給食の安定供給のために、ここはこういう業者さん、ここはこういうという、最も効率的な仕組みを整えるわけです。

そんな中で私ども、今までパンにつきましては、大和と六日町の給食センターで魚沼市の業者さんからパンを納入していただいていたわけですが、その業者さんが廃業する見込みだということで、今度は私どもが探すのではなくて県の学校給食会が、南魚沼市に供給する一番、ベストマッチなところはどこなのだろうかということで探していただきまして、それが長岡市の業者さんだったということです。

業者さんも急に数千食多く作ってくださいと申しあげても、なかなか対応できないところが多いです。そんな中で、何とか長岡市の業者さんを見つけていただいて、そこが一番いいだろうということで選ばせていただいたということで、距離が変わった関係でこの遠距離輸送費がかかるというような状況でございます。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 システムについては分かりました。そうしますと、県のほうが探して決めてくれたということは、もう今後ずっとここというわけですね。そうすると、多くかかっている輸送費については今後ずっと、今度は当初予算に載ってくるというような形になってくるのか、そこのところが聞きたいところですのでけれども。学校の給食の子供たちが食べるパンですから、品質についても何でもいいというわけにはいかないと思いますので、市のほうである程度の意見が出されるのか出されないのか。もう県がここだと言ったら、それっきりに近くのところの業者を使うことはもうできないということか、その辺もう少し説明をいただきたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 説明が足りず、申し訳ございません。今、大和と六日町がこちらの長岡市ということで、塩沢の給食センターは三条市からということになっております。これからもずっとそうなのかと言われると、そうとは限りませんが。今回、長岡市からパンを納入していただくときも、私どもと県の学校給食会との間で、お越しいただいて協議をさせていただきました。その結果、選択肢は多くないのですけれども、長岡市の業者にさせていただいたということでございます。今後も一番効率的な、そして一番おいしい安全な給食という

ような念頭の中で、仕組みを協議のもとで整えていくことになるかと思いますが、選択肢はそんなに多くありません。ですので、今回、長岡市にしたからには、大きな変更がなければ、そのまま長岡市の業者さんになると考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 41 号議案 令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ声あり〕

異議なしと認めます。よって、第 41 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、第 42 号議案 令和 3 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 42 号議案 令和 3 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、介護報酬改定等に伴うシステム改修によるものであります。

歳出では、介護報酬改定等のシステム改修業務委託による運営費を増額するものです。

歳入では、歳出で増額となりましたシステム改修の財源として、国庫支出金を追加し、差額分は一般会計繰入金を増額するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 304 万 1,000 円を追加しまして、総額を 68 億 8,504 万 1,000 円としたいものであります。

詳細につきましては、福祉保健部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきまして、決定いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 42 号議案につきましてご説明申し上げます。

事項別明細書をお願いいたします。議案書の 8、9 ページをお開きください。

歳入でございます。最初の表、4 款 2 項 6 目介護保険事業費補助金は、説明欄にありますシステム改修に伴う国庫補助金で、介護報酬改定に伴うものは補助率 2 分の 1、個人情報データ標準レイアウトを改版するための改修に伴うものは補助率 3 分の 2、計 157 万円を増額するものです。

このレイアウト改修といいますのが、マイナンバー制度の情報連携によります、そちらのほうで改修ということで、それに連動しましての改修でございます。

次の表、8款1項4目その他一般会計繰入金は、補助残に係る繰入金であります。

続いて歳出、10、11 ページです。1款1項1目一般管理費、説明欄丸、運営費のシステム改修業務委託料 304 万円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託料に伴う増額でございます。

介護保険特別会計補正予算の詳細説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 42 号議案 令和 3 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 42 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 20、第 43 号議案 令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 43 号議案 令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、城内診療所が新潟県から引き続き、診療・検査医療機関の指定を受けたことに伴う感染拡大防止対策等に対する費用、及びマイナンバーカードを保険証として利用できるシステムを構築するためのものであります。

歳出では、外来体制整備のための備品購入費、及びオンライン資格確認システムを導入するためのシステム改修と保守委託料をそれぞれ増額するものです。

歳入では、歳出で増額となりました内容の財源として、国庫支出金を増額計上するものです。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 142 万 9,000 円を追加し、総額を 9,742 万 9,000 円としたいものであります。

詳細につきましては、福祉保健部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定

をいただきますようお願いします。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 43 号議案につきましてご説明申し上げます。

事項別明細書でご説明いたしますので、議案の 8、9 ページをお開きください。

最初に歳入です。7 款 1 項 1 目新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金は、先ほど市長の説明にもございました診療・検査医療機関に対しての上限額 100 万円を増額するもので、令和 3 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに係る新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や、診療体制確保等に要するものでございます。

2 目医療提供体制設備整備交付金は、マイナンバーカードに係るオンライン資格確認のシステム構築への交付金で、診療所への上限 42 万 9,000 円を増額するものです。

以上が、歳入の内容です。

10、11 ページをお願いいたします。次に歳出です。1 款 1 項 1 目一般管理費の説明欄をご覧ください。2 行目、システム導入業務委託料は、新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金、及び医療提供体制設備整備交付金の対象事業で、マイナンバーカードを保険証として利用できるシステム構築の委託料 81 万円の増額、また関連の保守業務委託料としまして、4 万円を増額するものです。一般備品購入費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金の対象事業で、発熱外来入口等の除雪に係る除雪機購入としまして、57 万円を増額するものです。

以上が、歳出の内容です。補正予算の詳細説明は以上になります。

○議 長 質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 11 ページのほうのマイナンバーカードを保険証として使うためでありますけれども、医療機関がこういう整備をしたとしても、本当にマイナンバーカード自体を保険証として使えるようになるにはまだまだ時間がかかるわけけれども、市のほうとしては、いつ頃から診療所でやっている部分を本当に保険証として使えると判断しているのか、ちょっと聞かせてもらいたい。確かまだマイナンバーカードは、二十五、六%ぐらいしか市内では普及していないはずだけれども。そういうところもあるので、急いでこれを導入しても、果たしてこれが使い物になるのかどうかというところがはっきりしなければ、なかなか市民の皆さんにも宣伝しづらいと思うのだけれども、いつ頃からできそうですか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 具体的にいつまでというのは、ちょっと申し上げられないのですが、体制整備をしておきませんと利用の方がいつ来られるか分かりませんので、そういった意味でもございます。また一つは、暗証付のカードリーダーというのがあるのですが、2 月時点でそちらのほうは無償で提供決定というのが来ておりまして、その読み取りのカードリーダーのほうもございますので、体制の整備を、いつでも市民の皆さんが利用できるよ

うに対応しておきたいと、そういう考えでございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 43 号議案 令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 43 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、第 44 号議案 南魚沼市火入れに関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 第 44 号議案 南魚沼市火入れに関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本条例は、市が保有する森林でのたき火などによる失火やその周辺部での火入れから生ずる延焼などの危険を回避するため、平成 16 年に制定した条例であります。昨年 12 月に内閣府より、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据え、国及び地方公共団体において、書面主義、押印原則などを廃止に向け検討を指示する通達が出されました。あわせて、市のほうでも各公文書の押印廃止に取り組むこととしたことから、本条例の様式についてもこれに対応すべく改正したいものであります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。3 ページ、新旧対照表をご覧ください。第 2 条関係の様式第 1 号、火入許可申請書について、様式中の申請者氏名欄の印を削り、押印の必要がないものに改正するものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則としまして、施行日を公布の日としたいものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 44 号議案 南魚沼市火入れに関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで議場内の皆様をお願いいたします。本日の会議時間は、日程第 27、第 50 号議案までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○議 長 日程第 22、第 45 号議案 南魚沼市議会議員及び南魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 45 号議案 南魚沼市議会議員及び南魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、市議会議員及び市長の選挙における公費負担を拡大し、若い世代の立候補の促進とともに、選挙の公正の確保を図るため、選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正したいものでございます。

具体的には、供託金没収者とならないことを条件に、選挙運動用ポスターに加えて、選挙運動用自動車及び選挙運動用ビラについても公費負担とするものであります。

5 ページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。まず、第 1 条、趣旨の規定でありますけれども、冒頭で申し上げた選挙運動用ポスターのみの公費負担から、改正後においては、選挙運動用自動車及び選挙運動用ビラについても公費負担とするという内容であります。

第 2 条は、選挙運動用自動車について、1 日当たり 6 万 4,500 円に立候補届出日から選挙の前日まで——最大にしますと 7 日間という日数です——これに乗じた額について、無料で使用することができるというものであります。計算しますと、最大で 45 万 1,500 円という金額になります。

第 3 条は、次の 6 ページにわたっておりますけれども、選挙運動用自動車の使用に関しまして、有償契約を締結して市の選管に届け出なければならないというものであります。

第 4 条、7 ページにわたっておりますけれども、公費負担の条件でありまして、一般運送契約とそれ以外の契約とで公費負担の金額が異なるというものであります。第 1 項では、一般運送契約の上限金額を 1 日当たり 6 万 4,500 円とするもの。第 2 項のアでは、自動車を借入れする場合の上限金額を 1 日当たり 1 万 5,800 円とするもの。同項イでは、自動車に供給

した燃料代の期間の上限金額を1日当たり7,560円、7日間にしますと5万2,920円という金額になりますが、そういう金額とするもの。同項のウでは、自動車運転手の報酬の上限金額を1日当たり1万2,500円とするものであります。

第5条は、一般運送契約とそれ以外の契約の両方がある場合、いずれかを候補者が指定するということを定めるものであります。

第6条、選挙運動用のビラに関する規定でありまして、公職選挙法で認められました選挙運動用ビラの枚数の範囲において、第8条に定める金額を乗じた額を上限として無料で作成できるとするものであります。

8ページであります。第7条、ビラの作成業者と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならないというもの。

第8条は、市がビラの作成業者に支払う上限金額を定めております。1枚当たり7円51銭とするものであります。市長選挙では、政令で定められた枚数が1万6,000枚であります。7円51銭掛けますと12万160円という金額。市議会議員選挙では、4,000枚が認められておりますので、7円51銭掛けますと3万40円という金額になります。

第9条から第11条は、選挙用ポスターの公費負担に係る規定であります。規定内容の変更はないのですけれども、今まで追加しました第2条から第8条までの規定の方法に合わせて文言を修正し、それぞれ第2条を第9条、第3条を第10条、第4条を第11条、第5条を第12条と変更するものであります。

戻っていただきまして、議案書の4ページであります。改正附則であります。第1項の施行期日は、公布の日からとしまして、第2項の適用区分は、この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する、とするものであります。

以上で、第45号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第45号議案 南魚沼市議会議員及び南魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 45 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 23、第 46 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 46 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案理由をご説明申し上げます。

この計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づきまして、辺地に該当する地域において公共施設を整備し、地域の利便性の向上や活性化を図るため、財政上の計画を定めるものであります。この計画に基づき実施します公共施設の整備に必要とする経費につきましては、財政運営上有利な、辺地対策事業債をもって、その財源とすることができるものであります。同法第 3 条第 1 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

議案書の 3 ページであります。これは南魚沼市、後山・辻又辺地に係る総合整備計画書であります。後山、辻又地域につきましては、平成 14 年に総合整備計画を策定した経過がございますが、一旦その計画は終了しておりまして、今回、全く新たな計画を策定するというものであります。

1 の辺地の概況であります。当該地域の概要を記載しております。

2 番目の公共的施設の整備を必要とする事情であります。汚水処理と消防活動についてその必要性を記載しております。

4 ページになります。3 の公共的施設の整備計画では、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間に係る具体的な整備計画であります。合併処理浄化槽について、3 戸で 540 万円。小型動力ポンプ付軽積載車 1 台で 580 万円。合計 1,120 万円でありまして、一般財源 784 万円のうち、740 万円を辺地対策事業債で充当するものであります。

なお、この計画書は事前に県と協議した上で作成しております。

以上で、第 46 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 46 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 46 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 24、第 47 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 47 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

第 46 号議案と同じく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

3 ページであります。南魚沼市、清水辺地に係る総合整備計画書であります。清水地域につきましても、平成 16 年度から総合整備計画を策定しまして、ずっと継続してこれは整備を行っております。ただ、既に策定しました平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 か年計画につきましても、今回、変更が生じたために再度、議会の議決が必要となったものでございます。

5 ページの総合整備計画書の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。5 ページからずっとですけれども、記載の方法が大きく変わっております。変更前後で変わっておりますけれども、これは県が示したひな形が変更されたためでありまして、記載しています内容は、簡略化されておりますけれども、中身について大きく変わるところはございません。

7 ページをご覧いただきたいと思っております。2 番目の公共的施設の整備を必要とする事情におきまして、汚水処理の関係、それから 8 ページのほうに消防活動について記載がございます。

10 ページが具体的な整備計画であります。一番最後のページですけれども、3 の公共的施設の整備計画であります。これは括弧書きになっている部分に変更後の数字であります。合併処理浄化槽については、3 戸から 4 戸、金額にして 540 万円から 1,080 万円に増加しております。小型動力ポンプ付軽積載車については、ゼロであったものを 1 台、580 万円に増加しております。合計 1,660 万円で、一般財源 988 万円のうち 900 万円を辺地対策事業債で充当するという内容でございます。

以上で、第 47 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 47 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 47 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 25、第 48 号議案 財産の取得について（建備第 1 号 ロータリ除雪車（2.6m級）1 台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 48 号議案 財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本議案は、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第 3 条に規定しております、予定価格 2,000 万円以上の動産の買入れでありまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案書 1 ページであります。取得する財産の表示は、ロータリ除雪車（2.6m級）、1 台であります。2 番目、取得の方法は、指名競争入札。3 番目、取得金額は 4,543 万円。4 番目、契約の相手方は、南魚沼市川窪、株式会社国際自動車整備であります。

3 ページをご覧くださいと思います。物品購入仮契約書であります。契約の期日は、令和 3 年 4 月 21 日、納入期限は令和 3 年 11 月 10 日であります。議会の議決をもって本契約とみなすということがございます。

4 ページであります。入札調書です。当市の入札参加資格者名簿に登載され、除雪車の取扱いのある 3 者を指名いたしまして、記載のとおり 3 者からの応札によりまして、税抜き価格 4,130 万円、落札率 90.8%で、落札となっております。

5 ページは、契約相手方の概要でありまして、当市への納入実績が多数となっております。

7 ページからが仕様書であります。12 ページがオプション装備であります。13 ページが特記仕様書、14 ページが外観図となっております。

以上で、第 48 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 48 号議案 財産の取得について（建備第 1 号 ロータリ除雪車（2.6m級）1 台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 48 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 26、第 49 号議案 財産の取得について（建備第 2 号 ロータリ除雪車（2.6m級）1 台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 49 号議案 財産の取得について説明を申し上げます。

前議案と同じく、予定価格が 2,000 万円以上の動産の買入れについて、議会の議決をお願いするものであります。

議案の 1 ページであります。1 番目、取得する財産の表示は、ロータリ除雪車（2.6m級）、1 台であります。2 番目、取得の方法は、指名競争入札。3 番目、取得金額は、4,543 万円。4 番目、契約の相手方は、南魚沼市川窪、株式会社国際自動車整備であります。

3 ページであります。物品購入仮契約書でありまして、契約期日は、令和 3 年 4 月 21 日、納入期限は、令和 3 年 11 月 10 日であります。議会の議決をもって本契約とみなすというものであります。

4 ページは、入札調書。同じく 3 者からの応札によりまして、税抜き価格 4,130 万円、落札率 90.8%の落札であります。

5 ページは、契約相手方の概要、当市への納入実績が多数ございます。

7 ページが仕様書であります。12 ページがオプション装備。13 ページが特記仕様書であります。14 ページが外観図ということですが、ご覧のとおり、第 48 号議案、第 49 号議案、内容が全く同じであります。これは我々も 2 つ同じものを発注するに当たりまして、一つには、これは注文生産でありますので、まとめて 2 つを一度に発注しても金額的に下がるというものではないということです。スケールメリットは働かないということ。

もう一つは、納入期限が雪降り前までで決まっております。何としてもこの期日までに納入してもらわなければ、契約した成果が上がらないわけであります。これはたまたま今回、同じ業者になりましたけれども、3 者ある中ではやはり危険分散を図る必要があるということから、これは別の入札ということで発注をさせていただいたものでございます。

以上で、第 49 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 前も同じですが、予定価格というのは多分、市自体で把握できるのかなと思うのですが、どこかで聞かないとこの予定価格は出せないのかなという気はするのですが、いかがでしょうか。

○議 長 財政課長。

○財政課長 予定価格等につきましては、当然ちょっと参考見積り等を取ったり、状況等を確認しながら、予定価格のほうは設定しているところでございます。

以上です。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 見積りを取るということは、こういう、同じ業者から取っていると判断していいのでしょうか。

○議 長 財政課長。

○財政課長 見積り等については、販売会社等から参考見積りという形で取っていますが、実際には取引の事例価格ですとか、供給の状況ですとか、いろいろなものを勘案しながら、市のほうで予定価格を設定しているといったところであります。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今、説明を伺いまして、ちょっと質問してみたいのですけれども、2つまとめてスケールメリットがないという、特殊な機械ですのでそれは理解できました。どうしても納期をきちんと守ってもらわなければならないから、分散して発注したといいますか、入札したという、そのところですけども、これは種別も仕様も全く同じ。そして全く同じ業者3者指名して入札しているので、こういうやり方だと、こういう形になるのが普通ですよ。同じ日にやっているのですから。同じ機械で同じ日にやって、同じ仕様で、片や4,000万円、片や4,100万円ということは、普通はあり得ない。そういうのだったら、先ほどの説明だとつじつまがちょっと合わないのではないかという気がするのですよね。

納期を合わせる、合わせないというか、こういう発注の仕方であれば、2機種とも同じ業者になるのが普通だと思うのです。そこら辺、私はちょっと理解していないので、ちょっと理解できるような説明をしていただきたい。前回、同じような除雪機械があったのですけれども、同じ日に同じ仕様で、入札金額が違ったのがあったのです。そのほうが不自然だったのですけれども、今回のことについてもうちょっと補足説明をしていただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 確かに同じ日に同じものをかければ、一番安い値段を入れるのは1者しかないだろうという、理屈はそうなるのです。ただ、その会社にとってもう手いっぱいであるという場合、1つは取れるけれども、もう一つは取れないというときは、下りる方法もあると思います。それなのです。価格は——たまたまこの会社は2つできますよと応じたわけですけども、私はそういう危険分散もあり得ると思っております。

以上です。

〔「はい、了解しました」と叫ぶ声あり〕

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 結果的にこういうふうになって、ちょっと何と言いようもないけれども、例えば2週間に一遍入札していると聞いたわけですがけれども、それだったら2週間ちょっとずらして、1つずつ出したほうが本当はよかったのではないのかと。ここは反省点としてあるのではないのかと思うのです。そうすることによって、1回目の応札を見た人が開札した後、その後にほかの業者も頑張ろうかというふうにもなる可能性があるわけですね。リスク分散もできるし、市も購入が安くできるし、あとは業者もいろいろな業者が入って参加できるということになるわけですがけれども、そういう視点はこのときなかったのですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃるとおり、そういう観点は今のところありませんでした。それが有効であるかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思います。ただ、同じものを入札にかけるときに、業者さんは2回来なければいけないという問題があるわけですがけれども、そこら辺は当たり前だと言えば当たり前かも分かりませんので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

〔「はい——やめます」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、苦しい答弁を聞いているところですが、実際は4,130万円と4,160万円、30万円の差です。30万円の差でこういった結果が出て、同じ額で同じ業者ということですが。ちょっとお聞きしますが、株式会社小柳機械整備工場、この会社の実績はどういうことになっていますか。

そしてもう一点は、入札に当たって競争原理が働くということでもありますので、それを期待しているわけではありますが、この結果を見て競争原理というのは、さっきの説明ではあり得ないというような言い方をしていますが、競争原理があり得ない入札をなぜしたのかと、こういうことになります。随意契約なり指名なりということ、いろいろなことも考えられると思うのですがけれども、その辺は競争原理が働いているかどうかという立場から、ひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 私は競争原理が働いていないなんて言った覚えはありません。スケールメリットが働かないと言ったわけで、2つ一緒に発注しても割引にならないということを申し上げただけで、3者で入札して、ここで競争しているわけでもあります。競争原理が働いている。これはご理解をいただきたいと思います。

小柳機械整備工場の実績につきましては、今、手元に資料がございませんので、後ほど説明させていただきます。

○議 長 小柳機械整備工場さんの実績、概要は必要ないと思うのですがけれども……（「あっても関係ないよ」と叫ぶ者あり）関係ないと思いますけれども。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 関係ないという言葉は、それは言わないほうがいいと思います。要するに、業者同士の力関係というのがそこに出てくるのです。実績がどうであるかというところで、実績があるから市は指名しているわけです、いいですか。その内容を今お聞きしているわけです。そういった力関係が働いたのではないかということ、推察できるような結果ではないかと、こういう話なのです。ですから、小柳機械整備工場を指名したからには、すぐ答えられるようであれば困るでしょ、どう思いますか。

そして、スケールメリットは働いているけれども、競争原理という話はしていないと。入札は競争原理で、入札効果を狙ってやるという、根本的なところがちょっと欠けているのではないのでしょうか。

以上です。

○議長 財政課長。

○財政課長 基本的に入札参加資格者名簿に登録されていて、除雪車の取扱いのある業者を指名ということで行っております。その上で競争原理、当然そういったのが働いた中で適切な入札が行われると思いますので、その事業者の納入実績とかではなく、登録のある、参加資格を持っているところに出しているということでございます。

以上です。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第 49 号議案 財産の取得について（建備第 2 号 ロータリ除雪車（2.6m級）1 台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 49 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第 27、第 50 号議案 財産の取得について（財車購第 1 号 大型送迎バス 1 台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 50 号議案 財産の取得について、説明を申し上げます。

本議案も、予定価格 2,000 万円以上の動産の買入れについて、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書 1 ページであります。1 番目、取得する財産の表示は、大型送迎バス 1 台でありま

す。2番目、取得の方法は、指名競争入札。3番目、取得金額は、2,338万2,320円。4番目、契約の相手方は、南魚沼市美佐島、太平興業株式会社魚沼支店であります。

3ページであります。物品購入仮契約書であります。契約期日は、令和3年4月21日、納入期限は、令和3年11月30日であります。議会の議決をもって本契約とみなします。

5ページは、入札調書であります。当市の入札参加資格者名簿に登載されまして、該当車両の取扱いのある3者を指名いたしました。記載のとおり3者からの応札がありまして、税込み価格2,338万2,320円、落札率85.2%で落札となっております。

6ページが契約相手方の概要であります。県内での納入実績が多数ございます。7ページ、8ページが仕様書となっております。9ページが、下取り車一覧表。10ページが購入予定機種の外観図でございます。

以上で、第50号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この入札そのものを見れば、落札率が85.2%ですので、競争原理と言われているのが働いたのでしょう。しかしながら、昨年度もこういう事例のときに申しました。新型コロナウイルスの中で運送業者、大変な事態になっていると。これに対する支援ということを考えてみれば、やはりこういうものを市が所有してやっていくということではなくて、社会厚生委員会の中でも出ました。なぜ、民間のものを使わないのだと。私もそう思います。そういう支援をして、初めて南魚沼市そのものだと私は思うのです。

国道を走っていて皆さんもお気づきでしょう。大変な、バスが動かずに止まっているのです。そのバスを所有している運送業はどういう状態になるのか。これは分からないわけではないのです、職員としまして。毎日あそこを通っているのですから。そういうようなところの判断をして、確かに民間でこういうバスを持っていることが少なかった時代はそうでありましょう、市が持つと。しかしながら、今はそうではないでしょうということを、何で判断しなかったのかということだけを聞きたいですよ、本当に。これは入札そのものから外れますけれども、私は今はこういうものを買ってやるべきではなくて、本当に大変な事態になっている市内の運送業者を助けるべきだと私は思うのです。そういう判断をなぜできなかったのか、お聞かせ願いたい。

○議 長 市長。

○市 長 前回の議員からのいろいろな議場での質疑のときも思っているのですが、私は基盤を整備していく、こういったものとこれは違う問題だと私は思います。そのお気持ちもよく分かります。なので、それは別だと私は思います。違いますでしょうか。では、新型コロナウイルスはずっと未来永劫続くものではないのです。そのために我々は立ち向かっているのではないのでしょうか。様々にワクチン接種をやったり、いろいろなことに立ち向かっている。これがいつ収束するか分かりません。しかしそのときに、我々のほうでちゃんと鋭

意やっておかなければならない整備と——そのときはどうするのですか、そういうことになりませんか。なので、整備とそういう経済支援は別問題であると私は考えますが、いかがですか。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市長から質問を頂きましたので、それにご答弁いたしたいと思います。一般質問ではないので、長々と申しません。ですけれども、17 年前、私が市議会議員になったとき、前井口市長、現業部門は全部民間だと、こういう方策できたのです。その中で、職員の補充もしてこなかった。バスが老朽化した場合どうするのかと、民間のバスを使えばいいのだという、そういう考えであったのです。私もそうだと思っているのです。新型コロナウイルスでどうのこうのということでありましたけれども、一番大切なところは、民間の活力を、使えるものは民間を使うのだというところの合併の当初の目的で、私はそういうところに目を向けるべきだと思っています。

これ以上言っても、市長との考え方は平行線をたどるのでありましようけれども、本当に運送業者は大変な事態だということを、職員の皆さんが実感していただきたいと思います。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 まず、一番最初に 9 ページの車検満了日、令和 3 年 4 月 6 日ということになっているのですけれども、これは車検が通っていないのですか、今ある下取り車は。どういふふうにしたのかについてお聞きしたいです。

あとは、私も——まず、それを聞いてみたいです。

○議 長 財政課長。

○財政課長 現在は、既に廃車状態になっておりまして、運行には使っていない状態であります。

以上です。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 では、廃車状態であるから、今これはでは、バスはどういふふうにして運行しているのかというのをちょっとお聞きしたいのですが……（「内容」と叫ぶ者あり）それをどういふふうに対応して、これを買って考えているのかについて。

○議 長 財政課長。

○財政課長 バスの更新計画に基づいてやったものでありますが、昨年度、バスの更新の際に、予定していたものよりも、ほかに先に壊れて故障したというのがありまして、そういったのを先に更新したというのがあります。今回の分、大型バスになっていますが、それに代用する形では、いろいろと路線の計画を変更しながら対応しているところでありますが、あくまでも更新計画にのっとっている部分の更新であります。

以上です。

〔「いっそ意味が分からなかった」と叫ぶ者あり〕

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 全く説明が分からなかったのですけれども、要はこれは中学校のバスですよね……（「大和中」と叫ぶ者あり）大和中学校の。要らないバスを買うというふうに、今の答弁で聞こえるのですけれども、そういうふうには取れませんか。それであれば、私も思いが、その説明だと——例えばこのバスの車検を、下取り車をまだ車検もう一回取ってやりますよというのであれば、まだ筋が通りますけれども、廃車にしている今1台分かりませんと。運行計画云々などという、ではなくても回せるということですかと思いますし、なるべく私も、ひょっとしたら民間を使っているのかという答えも出てくるのかと。今は民間を使っていますよという答えが出てくるのかというのを期待もしたけれども、今の答弁ではちょっとあれですけれども。運行計画がちょっと分かりません、今どういうふうにしてやっているのか。要らないバスというふうには取られる答弁だと思いますが、そここのところちょっと説明をお願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 答弁が不十分な部分があって申し訳ございませんでしたが、要らないバスを新しく購入するとか、そういうことではございません。ただ、下取りに出す車、廃車状態と言いましたが、その代わりに今どういうふうな代替の車両を使っているか、ちょっと今現在、十分な確認をしていないところがありますので、また確認した上でお答えしたいと思います。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今の財政課長の話だと、それを分からないでこれを買うなんていうことが、計画的かどうかというのは、行政の答弁としてちょっとおかしいと思いますよ……（何事か叫ぶ者あり）今もうここで予算で出てきて、今購入しなければどうかと、そのためにここまで、今日、議案をやっているわけですよ。今日これをやりますと言って、ここまでやっているわけですよ。その答弁では全く分かりません、本当に。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 財政課長。

○財政課長 きちんとした理由がありますので、調べた上でまた答弁させていただきます。以上です。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 答弁が今ちょっとしどろもどろなところがあるかもしれませんが、理由がなくてやっていることは行政はありませんので、ちゃんと時間を取ればきちんと答えられますので、しばし、議会の皆さんも冷静に少し待ってもらえませんか。

以上です。理由がなくて進めていることはありません、一切。

○議 長 ここで休憩といたします。第50号議案の途中ですが、休憩といたします。再開を5時50分といたします。

〔午後5時34分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 5 時 50 分]

○議 長 第 50 号議案の保留していた答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長 答弁保留しておりました、現在の下取り車の関係ですとか、現在の中学校のバスの運行についてお答えいたします。下取りに出す車、ここに出しております長岡 200 はの 52、こちらについては廃車状態になっているということで間違いございませんが、この部分のバスの交換——ではその後、今走っています、運行しているところは何を使っているかと言いますと、その以前に廃車にする予定でした、もう駄目だったバスがありました。それを廃車にする前に、大和中で使っています、はの 52 が故障したということであります。事前に廃車する予定だったほうは——なぜ廃車する予定だったかと言いますと、更新計画の中でも非常に古くなっていて故障も多かった部分で、ディーゼル車というような車種のもので、販売しているバス会社の部品のほうがもうない状況だということで——当然、車検も通らない可能性があるのではないかというところでありましたが、何とか車検が通せるような状況になったということと。

今回のようなことがあったときに、大型車のバスの予備車というものがいない状況でありますので、そういった形で 1 台何とか車検を通した。それを現在使って、大和中のその今回更新するバスの路線に使っているといった状況であります。

以上でございます。

○議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 最初からやはりそういう答弁がいただければと思いますし、予備車といって多分、今、車検が通ったようにすごく聞こえるのですけれども、実際、新しいのが来るまで、それが動くかどうかもちっと分からないというような状況だと思っています。

やはりそういうことであれば、代替とすれば民間業者を使ったほうが、車検だって多分それぐらい通らないような、部品もないような段階だと、かなりの金額がかかったのではないかという思いもありますので、そういうやり方のほうがよかったのではないかと思っています。新しいバスが来たら、結局、予備車は予備車でどういう運用の仕方があるのか。それはまた考えているのかと思うのですけれども、そういうことで、しっかり無駄のないようにやっていただければと思っていますが、その点についていかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 担当課長も答えるかもしれません。まずは、ちょっといろいろバタバタになってしまって、これはおわびしますが、皆さんにも冷静に考えてもらいたいことがあります。これは、今回は議決の案件です。バスを購入することは、既に当初予算できちんと盛り込んで、皆さんにお諮りして、計画に基づいて買うということを決めているはずで、その辺をしっかり踏まえてもらわないと、行き当たりばったりの議論で、ちょっとやり取りとしてあまりよろしくはないのではないかと。品位を欠くところはないですかと、私はちょっと

思います、はっきり言って。その辺のところもちよつと理解してください。

我々がバタついたのは悪かった。しかし、皆さんからもそういうところをよく分かってもらわないと——以前にもこういう場面が昔、経験がありましたが、その辺はですね、そうでないと我々は何のために予算をちゃんとつくって、皆さんにお認めいただいて、その計画にのっとしてやっているか。そういうところの根底が崩れてまいります。

以上、そういうふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 予備車として今後ずっとどうかというところの観点のご質問であります、先ほど申し上げましたとおり、部品のほうがもう製造中止になっている部分があります。製造中止になっている部品を使わないで、何とか1回、車検を通すことができたということで、この後また車検が通せるかということの保証はございませんし、何かあって製造中止の部品を使わなければいけなくなるとすれば、もうこのバスは使うことはできません。大型車に限ってですが、大型車に対しての予備車としてずっと持つかということでは、今時点では考えていないところであります。たまたまこういう状況で使えるバスがあったので、ここの急をしのぐために対応したという状況です。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市長、ちょっとその言い方は乱暴ではないかと思っています。当初予算が通って、ではここに議案で出てこなくても予算だけ言えばいいということではないでしょうか。それだとちょっと市長の今の話はすごく乱暴ではないかと。入札をして今に至っているわけなので、市長のさっきの言い方はすごく私は乱暴だと思いますよ……（「議会否定していますね、今の言い方は」と叫ぶ者あり）非常にその辺はしっかりしてもらわないと、3月の予算議会が通れば全部通ったということになるのであれば、それはちょっと議案で載らないわけなので、そうではないと私は思いますけれども、その辺、市長、答弁願ひたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 すみません。別にここで反論するという意味ではないのです。塩谷議員の言っていることについて、そういうことのところバタついてもいるし、ちゃんと説明しなければいけないということは分かりますが、申し訳ない——先ほど違う議員から話があって、私が答弁したとおり、今の事象とそれもあって、こちらも見解があります。しかし、計画に基づいてやっていっているということ——前段階の話をしているので、そこは理解してもらいたい。少し問題の観点がちよつとずれてきているように私は思ってしまうのだけども、私だけでしょうかね。言い方の、受け取られ方として面白くない気持ちになったのであれば、申し訳ない。しかし、やはり私の言っているところもよく、私は考えてもらいたいと思います。

○議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 20 番議員にちょっと関係しますけれども、我々は当初予算、本当にきちんとやっていただきたいということで賛成しているのです。そうした中で今日の疑問は、誰が見ても先ほどの除雪問題は、納得いかないところは十分あるのです。やはりきちんとした内容を説明した中で、少しでもいいものを買ってもらいたい、いいことをしていただきたい。そのことを我々は望んで、そして賛成している。

今回この状況を見て、誰でもやはり何か不思議だというふうに、市長、感じるのです。そういうことを感じないように——きちんと対応しているとは言っていますけれども、そこから辺やはりこれから、またいろいろなことを買わなければならないものがいっぱいあるわけだ。そういったことをきちんとみんなが納得されるように、やはりしていただかないと、これから大変なまた、問題がないとも限りません。

ぜひ、そういったことで、やはりいいものをきちんと買って、そして市民のためにも役に立っていただく。そして我々が安心して賛成できる予算にしていきたい。そういうふうに私は思うわけでありませう。先ほどの市長のその言い方、少し私もそのように感じました。そういったことを頭の中に入れて、また予算の執行に取り組んでいただきたいと、そういうふうに思っています。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 先ほどの市長の、予算が通っている品物に関して、観点が違うとかという言い方をして、その場当たりのことをなんて話で、詳しくは議事録を見なければ分かりませんが、そういう言い方で議案を上程しているとするならば、私はさっきの言葉は取り消すべきだと。取り消さないでこのままやっていたら、俺の言うことを聞けということではなないですよ。予算を通したのだからそれでいいのではないかとか、何を言っているのだと言わんばかりの言い方は、やはり俺は駄目だと思う。今、阿部久夫議員も言いましたけれども、やはりこれを議事録に残しておくなんてことは、ちょっと違いますよ。

私はそうと思いますが、皆さんどうでしょうか。

〔「議会運営委員会を開いてもらいたいくらいだ。議会運営委員会を開いてやらないか」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 50 号議案 財産の取得について（財車購第 1 号 大型送迎バス 1 台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 50 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は 6 月 7 日月曜日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 6 時 02 分〕